

事業概要

令和6年度

西牟婁振興局健康福祉部
(田辺保健所)

目次

I 総説

1. 管内の概要	
(1) 管内の概況	1
(2) 管内図	1
(3) 管内市町の面積・世帯数・人口	2
2. 健康福祉部・保健所の概要	
(1) 庁舎所在地	5
(2) 庁舎平面図	5
(3) 沿革	6
(4) 機構及び業務内容	7
(5) 健康相談日・検査日	8

II 人口動態

1. 人口動態統計の概況	9
2. 人口動態	
(1) 人口動態総覧	11
(2) 出生数・率	12
(3) 死亡数・率	12

III 総務福祉課

総務福祉課の業務	23
1. 生活保護	
(1) 保護率の推移	24
(2) 保護の町別状況	24
(3) 類型別被保護世帯状況	24
(4) 生活保護扶助費の推移	25
(5) 就労支援等実績	25
2. 災害救助	
(1) 災害見舞金	26
(2) 備蓄状況	26
3. 障害者(児)福祉	
(1) 各障害者手帳保持者の状況	27
(2) 障害福祉サービス等事業実施状況	27
(3) 各種手当の支給	28
(4) 手話通訳者配置	29
(5) あいサポート運動推進	29
(6) 障害者等用駐車区画利用証の発行	29
4. 障害者(児)医療	29
5. 老人福祉	
(1) 管内の高齢化の状況	30
(2) 要介護(要支援)者と介護保険施設の状況	30
(3) 福祉保健施設	31
(4) 老人クラブ	31

6. 児童福祉	
(1) 放課後児童健全育成事業	32
(2) 保育所及び児童厚生施	32
(3) 母子生活支援施設	32
(4) 助産施設	32
7. 母子及び父子並びに寡婦福祉	
(1) 母子・父子自立支援員	33
(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	33
(3) 母子父子家庭自立支援給付金事業	33
8. 父子家庭に対する施策	34
9. 児童扶養手当制度	34
10. 女性保護	34

IV 保健課

保健課の業務	35
1. 医事	
(1) 医療施設数	36
(2) 医療関係従事者数	36
2. 救急医療	37
3. 災害医療	
(1) 地域災害拠点病院および災害支援病院の状況	38
(2) 災害医療研修及び訓練開催状況	38
(3) 被災地への派遣状況	38
4. 感染症対策	
(1) 感染症予防	39
(2) 結核対策	43
(3) エイズ予防対策	46
(4) 肝炎対策	46
5. 検疫状況	47
6. 一般クリニック開設状況	47
7. 臨床検査件数	48
8. 精神保健福祉	
(1) 精神障害者の医療及び福祉	49
(2) こころの健康相談事業	51
(3) 精神障害者家族教室	51
(4) 精神障害者社会参加促進事業	51
(5) ひきこもり対策	52
(6) 自殺対策	52
(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
9. 難病対策	
(1) 難病対策事業	53
(2) 難病対策地域協議会	58
(3) 難病患者相談支援事業	59
10. 原子爆弾被爆者対策	
(1) 定期健康診断の実施	60
(2) 手当の支給	61

(3) 介護保険利用者への助成	61
11. 成人・老人保健対策	
(1) 特定健康診査・特定保健指導	62
(2) がん検診受診率	62
(3) 歯科保健	63
12. 健康推進対策	
(1) 健康づくり	64
(2) 栄養	65
13. 母子保健対策	
(1) 低出生体重児の状況	68
(2) 医療対策	68
(3) 乳幼児発達相談指導事業	68
(4) 思春期保健事業	69
(5) 母と子の健康づくり運動協議会事業	70
(6) 不妊治療対策	71
(7) 子どもの事故予防対策事業	72
(8) 母子保健連絡会議	72
(9) 管内母子保健関係資料	73
14. 小児慢性特定疾病医療費助成事業	75
15. 地域看護実習、公衆栄養学臨地実習等の実習指導	
(1) 地域看護実習	76
(2) 公衆栄養学臨地実習	76
16. 保健師活動状況	
(1) 管内保健師就業状況	77
(2) 地域保健推進事業・管内保健師等研修会	77
(3) 所内保健師活動検討会	77

V 衛生環境課

衛生環境課の業務	78
1. 食品衛生	78
(1) 許可を要する食品営業	79
(2) 届出を要する食品営業	80
(3) 食中毒事件	81
(4) 食品衛生責任者・食品衛生管理者	82
(5) 食品衛生責任者養成講習会	82
(6) 食品の苦情処理	82
(7) 食品の表示相談	83
(8) 食品衛生講習会	83
2. 検査	
(1) 食品の検査	84
(2) 食鳥肉の検査	84
3. 水道	
(1) 上水道・簡易水道等	85
(2) 簡易専用水道	86

4.	生活衛生	86
5.	建築物衛生	86
	（ 1 ） 特定建築物	87
	（ 2 ） 建築物衛生事業登録	87
6.	狂犬病予防及び動物の愛護・管理		
	（ 1 ） 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射	88
	（ 2 ） 動物の保護・管理及び適正飼養の指導状況	88
	（ 3 ） 地域猫対策	89
7.	薬事		
	（ 1 ） 薬事関係営業	90
	（ 2 ） 毒物・劇物関係営業	90
	（ 3 ） 麻薬・覚醒剤関係	91
	（ 4 ） 薬物乱用防止啓発事業	91
8.	献血・骨髄バンク		
	（ 1 ） 献血状況	92
	（ 2 ） 高校生献血学習の実施状況	92
	（ 3 ） 骨髄バンクドナー登録の状況	93
9.	生活環境保全		
	（ 1 ） 公害	94
	（ 2 ） 廃棄物処理	95
	（ 3 ） 浄化槽関係	98
	（ 4 ） 土砂等の埋立等に対する規制関係	98
10.	自然環境保全		
	（ 1 ） 自然公園	99
	（ 2 ） 自然環境保全地域	99
	（ 3 ） 自然環境の保護	100
	（ 4 ） 温泉	100
	（ 5 ） 鳥獣保護	101

I 総説

I 総 説

1. 管内の概要

(1) 管内の概況

管内は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、田辺市、日高郡（みなべ町）、西牟婁郡（白浜町、上富田町、すさみ町）の1市4町である。面積は1,580K㎡で和歌山県全体の約33%を占めている。気候は、本州の最南端に近く、黒潮の影響を受け年間を通じて温暖であり、比較的雨量も多い。

交通網は、海岸線を本県の主要道路である国道42号が走り、それにJR紀勢本線が並行している。

山間部は高野龍神スカイラインにより、高野町(高野山)と、田辺市龍神村(龍神温泉)が結ばれている。また、歴史の道「熊野古道」中辺路沿いの国道311号や、国道168号、371号、424号、425号が縦横に走っている。

平成27年8月には、近畿自動車道紀勢線の田辺～すさみ区間が開通、令和3年12月には、印南区間まで4車線化するなど、管内の交通アクセスがより容易となった。

また、白浜町の南紀白浜空港からは、小型ジェット機が東京へ1日3便就航している。

管内では農林水産業が盛んで、特に梅の生産は日本一である。また、観光地として古くから有名で、リアス式海岸の変化に富んだ海岸美と、紀州・木の国の森林で知られる山なみを背景に、本宮温泉郷、白浜温泉、椿温泉、龍神温泉をはじめ、南部梅林・田辺梅林の観梅、海・山・川のフィッシングやキャンプ等アウトドアスポーツが盛んで、年間を通して観光客でにぎわっている。平成16年には「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、海外からの来訪者も年々増加している。

(2) 管内図



(3) 管内市町の面積・世帯数・人口

①市町別男女別人口、世帯数

令和6年4月1日現在

市町名	面積 (平方km)	人 口					世 帯			
		男性	女性	総数	1年間の 増減数	増減率 %	世帯数	1年間の 増減数	増減率 %	1世帯平均 構成人員
田辺市	1,026.91	30,757	34,949	65,706	▲ 1,196	▲ 1.79	30,867	▲ 84	▲ 0.27	2.13
みなべ町	120.28	5,283	5,830	11,113	▲ 244	▲ 2.15	4,294	▲ 10	▲ 0.23	2.59
白浜町	200.98	8,999	10,280	19,279	▲ 387	▲ 1.97	9,386	▲ 64	▲ 0.68	2.05
上富田町	57.37	7,287	8,033	15,320	4	0.03	6,687	99	1.50	2.29
すさみ町	174.45	1,615	1,769	3,384	▲ 84	▲ 2.42	1,712	▲ 14	▲ 0.81	1.98
管内計	1,579.99	53,941	60,861	114,802	▲ 1,907	▲ 1.63	52,946	▲ 73	▲ 0.14	2.17

数値は、和歌山県の推計人口(令和6年4月1日現在)による

②市町別人口推移

令和6年4月1日現在

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	人口増減 (R5年4月～R6年3月)		
	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	増減数	増減率 %	増減率順位
田辺市	86,159	85,646	82,499	79,119	74,770	69,870	65,706	▲ 1,196	▲ 1.79	12
みなべ町	14,907	14,734	14,200	13,470	12,742	11,818	11,113	▲ 244	▲ 2.15	20
白浜町	24,916	24,563	23,642	22,696	21,533	20,262	19,279	▲ 387	▲ 1.97	17
上富田町	13,752	14,501	14,775	14,807	14,989	15,236	15,320	4	0.03	3
すさみ町	6,066	5,952	5,293	4,730	4,127	3,685	3,384	▲ 84	▲ 2.42	25
管内計	145,800	145,396	140,409	134,822	128,161	120,871	114,802	▲ 1,907	▲ 1.63	-
県計	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579	922,584	895,931	▲ 11,037	▲ 1.22	-

数値は、国勢調査と和歌山県の推計人口(令和5年4月1日現在)による

③市町、年齢（5歳階級）、男女別人口

令和2年

	和歌山県		管内		田辺市		みなべ町		白浜町		上富田町		すさみ町								
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女						
	総数	922,584	435,051	487,533	120,871	56,831	64,040	69,870	32,790	37,080	11,818	5,608	6,210	20,262	9,440	10,822	15,236	7,246	7,990	3,685	1,747
0～4	30,472	15,646	14,826	3,826	1,954	1,872	2,206	1,130	1,076	400	207	193	514	258	256	629	321	308	77	38	39
5～9	36,056	18,341	17,715	4,622	2,315	2,307	2,701	1,358	1,343	446	211	235	648	320	328	726	371	355	101	55	46
10～14	38,832	19,897	18,935	5,312	2,687	2,625	3,037	1,477	1,560	581	310	271	778	395	383	793	431	362	123	74	49
15～19	39,950	20,719	19,231	4,866	2,401	2,465	2,799	1,363	1,436	583	299	284	692	339	353	685	331	354	107	69	38
20～24	35,094	17,680	17,414	3,673	1,836	1,837	2,048	1,040	1,008	361	181	180	693	323	370	490	246	244	81	46	35
25～29	36,619	18,640	17,979	4,401	2,209	2,192	2,621	1,342	1,279	394	193	201	668	327	341	634	297	337	84	50	34
30～34	41,696	20,918	20,778	5,126	2,580	2,546	2,958	1,483	1,475	513	260	253	721	376	345	822	405	417	112	56	56
35～39	47,052	23,169	23,883	6,123	3,030	3,093	3,571	1,761	1,810	560	265	295	954	461	493	931	481	450	107	62	45
40～44	54,339	26,952	27,387	7,286	3,663	3,623	4,217	2,117	2,100	768	394	374	1,099	555	544	1,055	525	530	147	72	75
45～49	67,306	33,157	34,149	8,715	4,330	4,385	5,113	2,506	2,607	846	441	405	1,310	672	638	1,246	603	643	200	108	92
50～54	60,797	28,972	31,825	7,844	3,797	4,047	4,620	2,232	2,388	736	351	385	1,258	618	640	1,003	475	528	227	121	106
55～59	60,813	28,509	32,304	8,369	3,993	4,376	4,945	2,346	2,599	809	373	436	1,387	688	699	991	469	522	237	117	120
60～64	60,038	28,799	31,239	8,145	3,981	4,164	4,716	2,313	2,403	843	397	446	1,339	672	667	981	470	511	266	129	137
65～69	66,533	31,671	34,862	8,937	4,243	4,694	5,055	2,402	2,653	921	440	481	1,570	731	839	1,059	504	555	332	166	166
70～74	76,291	35,324	40,967	9,859	4,612	5,247	5,528	2,599	2,929	953	449	504	1,950	893	1,057	1,065	491	574	363	180	183
75～79	60,024	26,159	33,865	7,851	3,330	4,521	4,508	1,884	2,624	693	309	384	1,576	681	895	727	324	403	347	132	215
80～84	46,020	18,561	27,459	6,326	2,535	3,791	3,658	1,465	2,193	565	233	332	1,237	489	748	566	226	340	300	122	178
85～89	33,876	11,494	22,382	4,871	1,734	3,137	2,825	1,020	1,805	470	174	296	937	323	614	392	135	257	247	82	165
90～	22,756	5,745	17,011	3,438	938	2,500	1,855	514	1,341	327	89	238	747	204	543	303	76	227	206	55	151
年齢不詳	8,020	4,698	3,322	1,281	663	618	889	438	451	49	32	17	184	115	69	138	65	73	21	13	8

資料：総務省統計局「国勢調査」

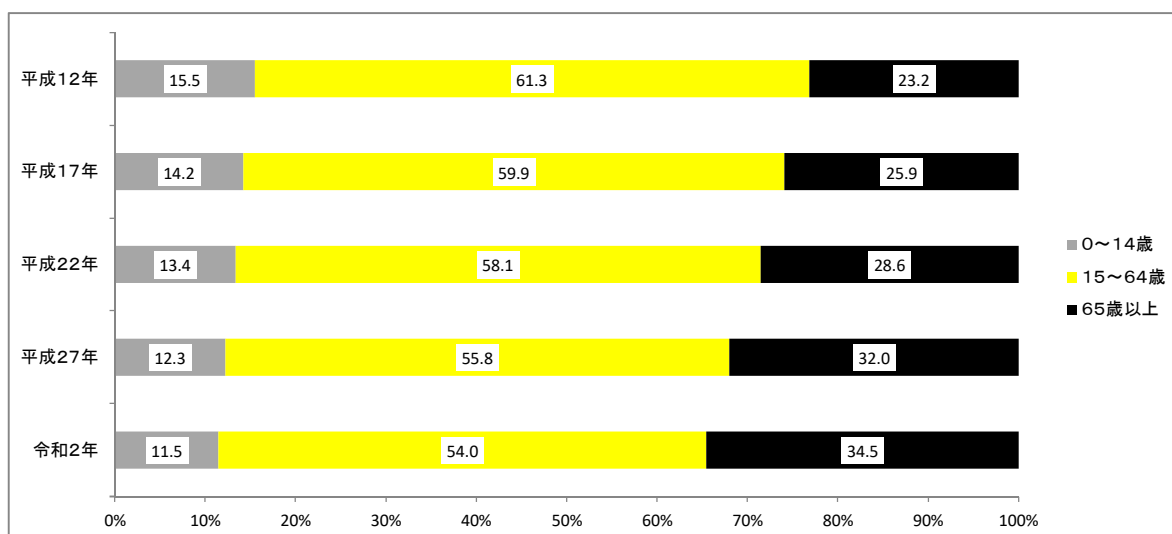
④年齢別人口の推移

	0歳～14歳	構成比	15歳～64歳	構成比	65歳以上	構成比	総計
	人	%	人	%	人	%	人
平成12年	22,473	15.5	89,176	61.3	33,712	23.2	145,396
平成17年	19,955	14.2	84,062	59.9	36,362	25.9	140,409
平成22年	17,939	13.4	77,882	58.0	38,314	28.6	134,822
平成27年	15,735	12.3	71,204	55.8	40,705	32.0	128,161
令和2年	13,760	11.5	64,548	54.0	41,282	34.5	120,871

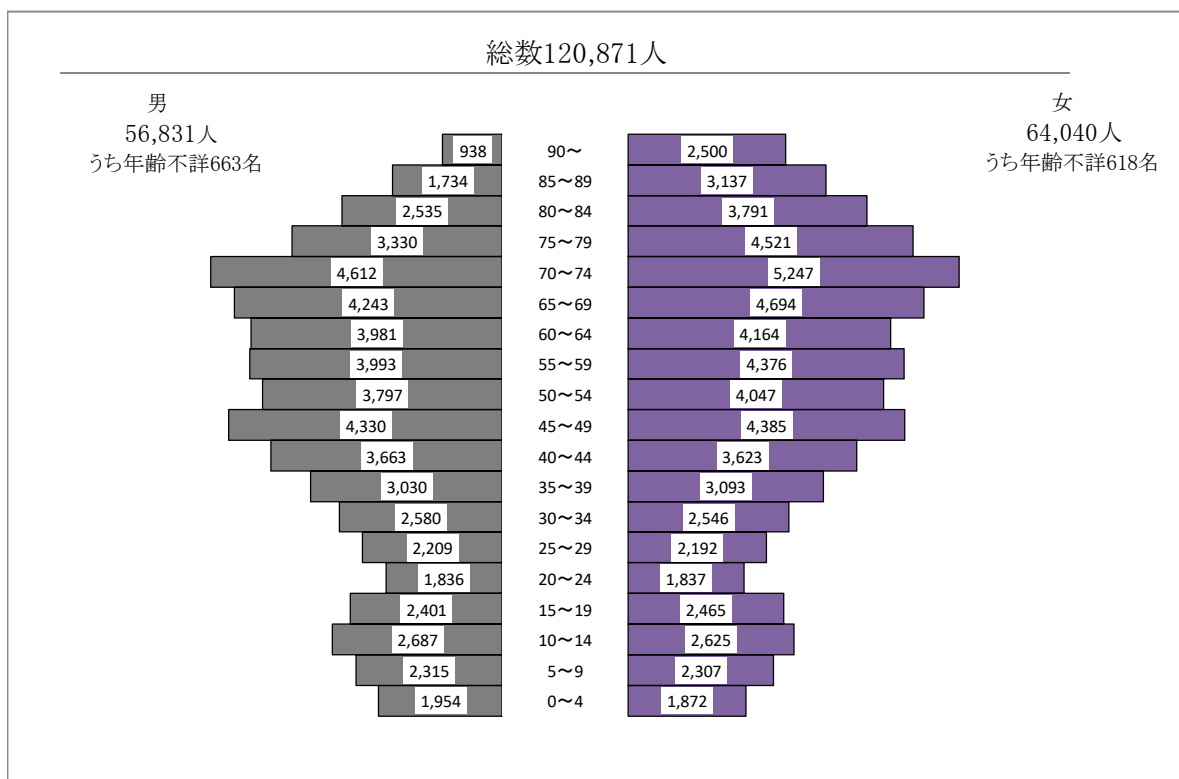
* 総計は年齢不詳を含む。

(資料: 総務省統計局「国勢調査」)

* 構成比は総計から年齢不詳を差し引いて算出している。



(資料: 総務省統計局「国勢調査」)



(資料: 「令和2年国勢調査」)

2. 健康福祉部・保健所の概要

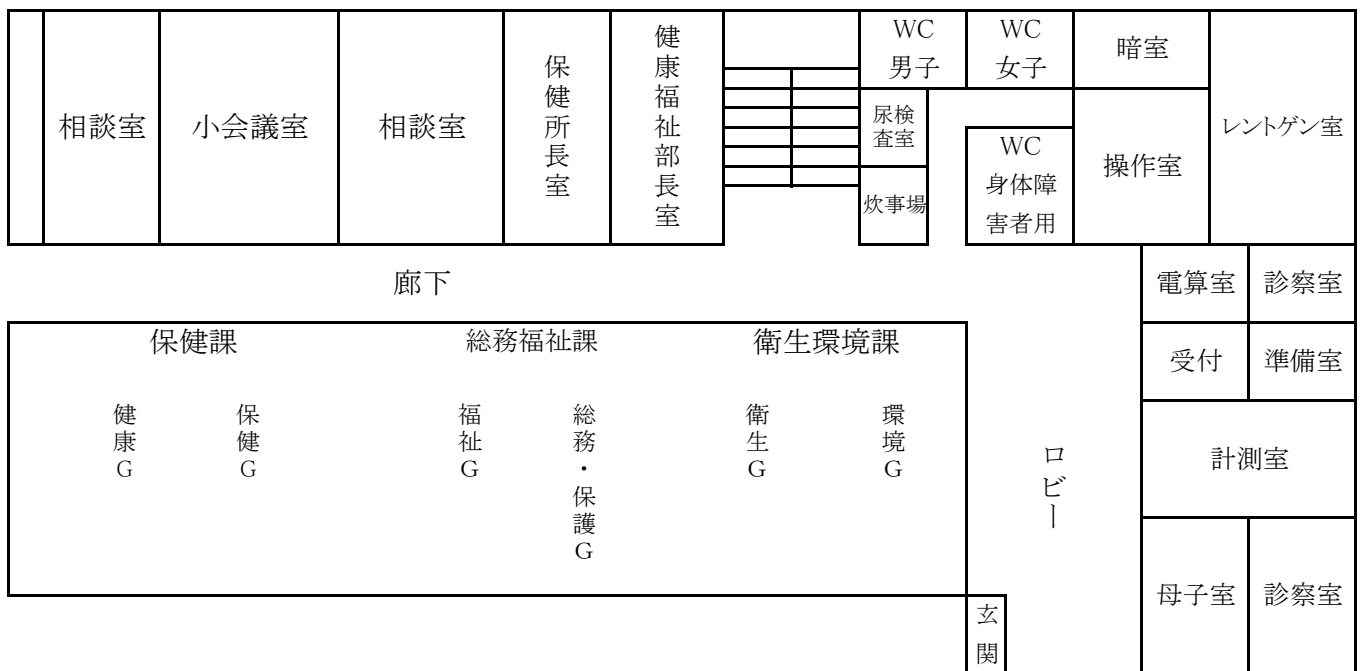
(1) 庁舎所在地

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1

(2) 庁舎平面図

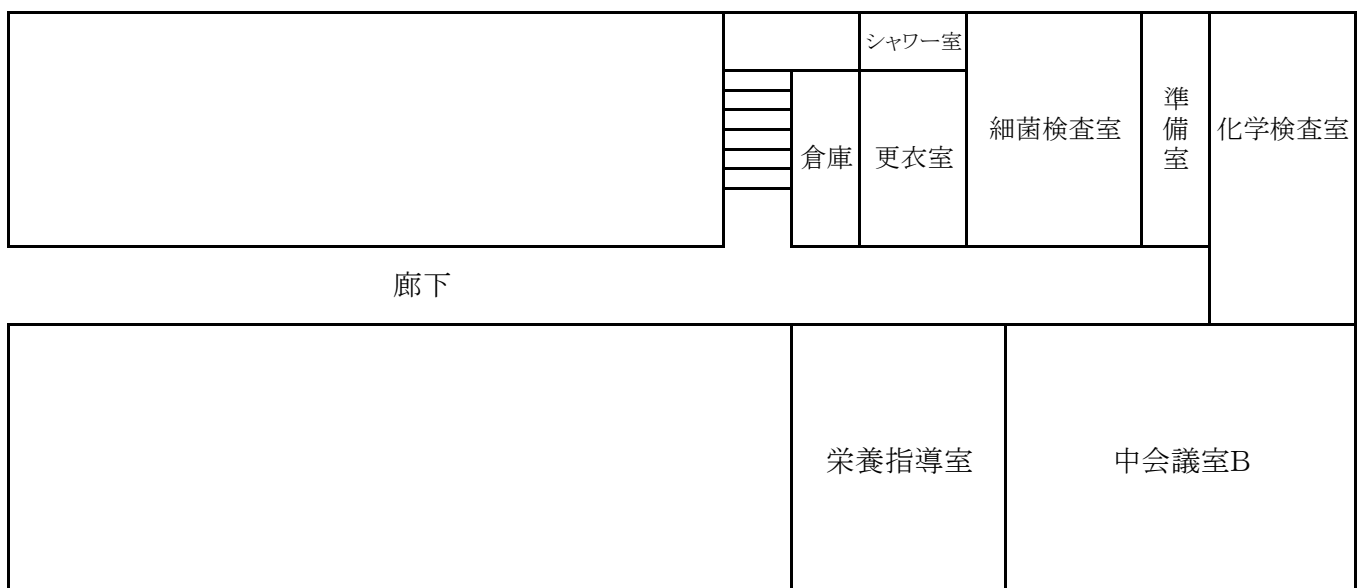
2階 平面図

入口



1階 平面図

入口



(3) 沿革

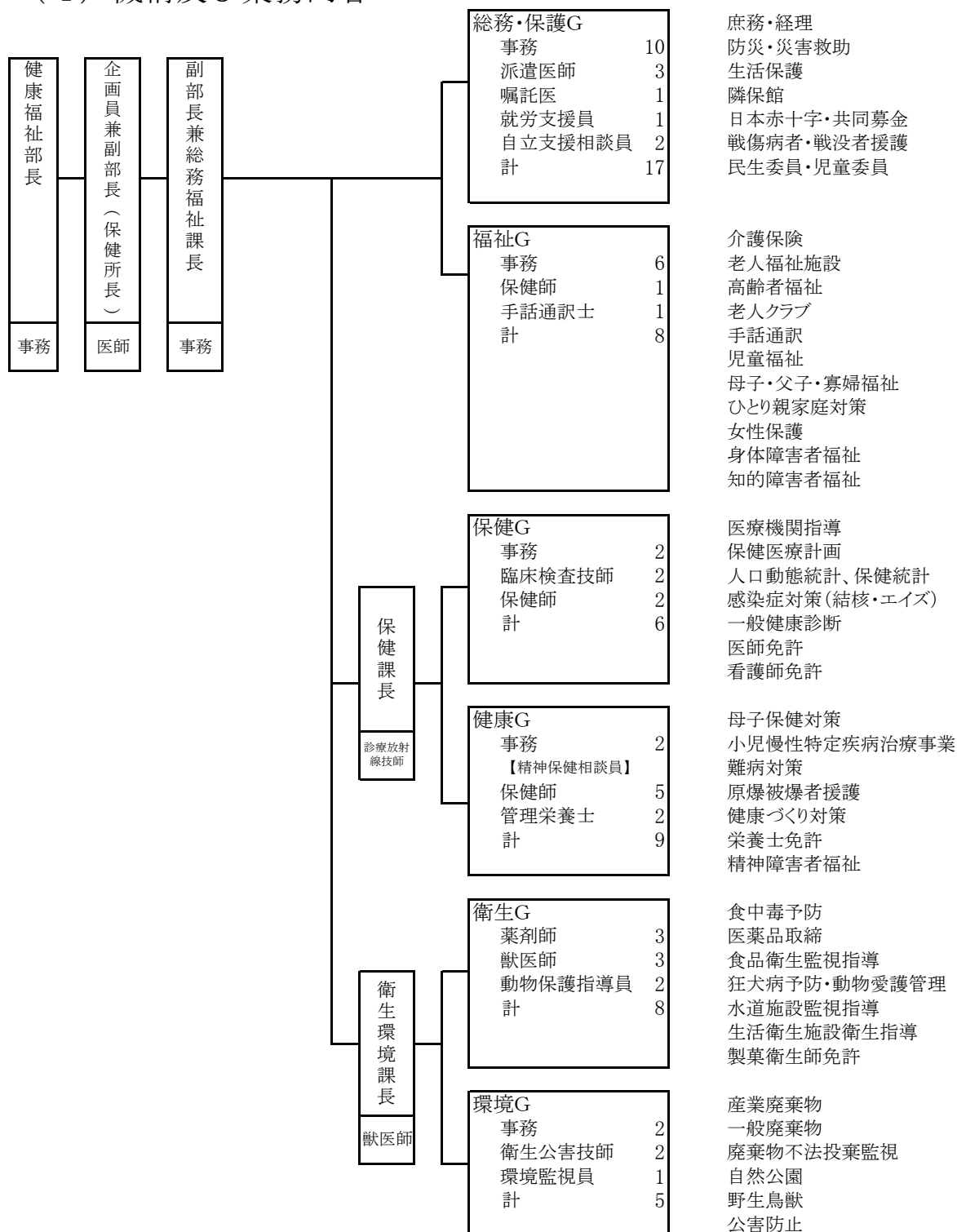
①西牟婁振興局健康福祉部

昭和 17 年	7 月	1 日	田辺市上屋敷町116の西牟婁郡役所跡に西牟婁地方事務所として発足
昭和 22 年	7 月	1 日	学務課に民生課が合併して教育民生課として発足
昭和 23 年	5 月	1 日	教育民生課が教育課と民生課に分離
昭和 43 年	8 月	25 日	機構改革により西牟婁地方事務所と農地事務所が合併し西牟婁県事務所として発足
昭和 49 年	5 月	13 日	西牟婁総合庁舎新築により田辺市神子浜1229-106に移転
昭和 52 年	2 月	21 日	田辺市朝日ヶ丘23-1に住居表示変更
平成 9 年	4 月	1 日	機構改革及び所管区域の変更により西牟婁福祉事務所が西牟婁県事務所から分離
平成 10 年	4 月	1 日	機構改革により西牟婁振興局健康福祉部として発足
平成 11 年	4 月	1 日	機構改革により西牟婁福祉事務所の名称を廃止

②田辺保健所

昭和 19 年	10 月	1 日	田辺市上屋敷町147の簡易保健相談所の譲渡を受け田辺保健所を設置（和歌山県告示558号）
昭和 26 年	3 月	15 日	田辺市上屋敷町119に新築移転（A級モデル保健所に指定）
昭和 35 年	4 月	1 日	R4型に指定
昭和 49 年	5 月	13 日	西牟婁総合庁舎新築により田辺市神子浜1229-106に移転
昭和 52 年	2 月	21 日	田辺市朝日ヶ丘23-1に住居表示変更
昭和 58 年	6 月	1 日	機構改革により御坊保健所南部支所を統合、R3型に指定
平成 12 年	4 月	1 日	振興局健康福祉部の組織再編成により「かい」でない地方機関となる

(4) 機構及び業務内容



	事務	技術職員										会計年度任用職員					嘱託医	合計
		医師	派遣医師	保健師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	薬剤師	獣医師	衛生公害技師	動物保護指導員	環境監視員	手話通訳	就労支援員	自立支援相談員	事務補助		
人数	24	1	3	8	1	2	2	3	4	2	2	1	1	1	2	3	1	61

令和6年4月1日現在

(5) 健康相談日・検査日(受付時間)

令和6年度

事業名	概要	実施日(受付時間)
クリニック (健康相談) (健康診断)	進学、就職等に必要健康診断を実施している。 (事業所検診等定期的な検診は行っていません)	毎月第2・4火曜日 予約制 (9:30~10:30)
エイズ相談	エイズに関する相談及び必要に応じてHIV抗体検査を実施している。	毎月第2・4火曜日 予約制 (9:30~10:30)
エイズ即日検査	匿名で受けられる無料のHIV抗体検査で、検査結果は約1時間後に口頭で通知する。	毎月第2火曜日 予約制 (17:00~18:30)
結核 管理検診 接触者検診	結核の治療終了者等で観察の必要な方や、患者と接触のあった方を対象として必要な検査を行う。	毎月第2・4火曜日 予約制 (9:30~10:30)
発達相談	乳幼児健診の結果、身体的や精神的な発達に遅れの見られる児に対して専門家による相談・保健指導を行う。	年6回 予約制
ことばの相談		年10回 予約制
こうのとりの相談	不妊で悩んでいる方を対象に、専門医師による面接相談を行い、情報提供や医学的な相談、心の悩みの相談等を実施する。	毎月1回 予約制
こころの 健康相談	心の病に悩む人を対象に専門医による相談指導及び必要に応じて訪問活動を行う。酒害に苦しむ患者や家族に対する酒害相談も相談依頼があれば心の健康相談の中で行う。	年12回 予約制
検便 (赤痢保菌者検索)	給食、食品製造、水道施設従事者等の検便(細菌検査)検査を行う。	毎月第2火曜日 (変更することがあるので事前に連絡必要) (9:30~12:00)
骨髄バンク 登録受付	骨髄移植推進財団に骨髄バンク登録を申し込んだ人に対して登録のための採血を実施する。	毎月第2・4火曜日 予約制 (9:30~10:30)

※祝日等により多少変更あり

II 人口動態

Ⅱ 人口動態

1. 人口動態統計の概況

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の「人口動態事象」についてその実態を明らかにするため、各届出書によって作成された人口動態調査票を集計したものである。

届出書は、出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規程」により市町に届けられるものである。

調査票は市町で作成され、保健所・都道府県を經由して厚生労働省に提出される。人口動態統計はこれらの調査票を集計して作成される。

◇出生（表Ⅱ-1、表Ⅱ-2参照）

令和4年の当所管内の出生数は685人で、令和3年（697人）より12人減少し、出生率は人口千対5.8（全国6.3、県5.8）である。

◇死亡（表Ⅱ-1、表Ⅱ-3～9参照）

令和4年の当所管内の死亡数は1,974人であり、令和3年（1,801人）より173人増加し、死亡率は人口千対16.7（全国12.9、県16.0）である。

死因順位は、1位悪性新生物、2位老衰、3位心疾患である。

悪性新生物による死亡は、人口10万対363.1（全国316.1、県372.9）である。

老衰による死亡は、人口10万対298.7（全国147.1、県219.6）である。

心疾患による死亡は、人口10万対213.0（全国190.9、県254.1）である。

◇乳児死亡・新生児死亡・周産期死亡・死産（表Ⅱ-1、表Ⅱ-10～13参照）

令和4年の当所管内の乳児死亡数は3人、出生千対4.4（全国1.8、県1.7）である。

新生児死亡数は1人、出生千対1.5（全国0.8、県0.6）である。

周産期死亡数は3人、出生千対4.4（全国3.3、県4.4）である。

死産は13胎、うち自然死産7胎、人工死産6胎であり、全国的には昭和60年以降自然死産よりも人工死産が多くなり、管内では昭和63年以降平成20年まで人工死産が多かった。その後自然死産が多くなり、平成23年より再び人工死産が多くなった。（平成26年を除く）近年では、自然死産が多くなってきている。

◇婚姻・離婚（表Ⅱ-1参照）

令和4年の当所管内の婚姻件数は358組、人口千対3.0（全国4.1、県3.6）である。

離婚件数は171組、人口千対1.5（全国1.5、県1.5）である。

人口動態中の率は下記による。

$$(1) \text{ 出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増加率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{年間の件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

・自然増加：出生数から死亡数を減じたもの

$$(2) \text{ 死産率 (自然死産率} \cdot \text{人口死産率)} = \frac{\text{死産 (自然} \cdot \text{人工) 数}}{\text{出産 (出生} + \text{死産) 数}} \times 1,000$$

$$(3) \text{ 乳児死亡率 (新生児死亡率)} = \frac{\text{乳児 (新生児) 死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

・乳児死亡：生後1年未満の死亡

・新生児死亡：生後4週（28日）未満の死亡

$$(4) \text{ 周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出産 (出生} + \text{妊娠満22週以後の死産) 数}} \times 1,000$$

(2) 出生数・率(人口千対)

表Ⅱ-2

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
県	6,070	6.5	5,869	6.4	5,732	6.1	5,514	6.1	5,238	5.8
管内計	813	6.6	713	5.9	733	6.1	697	5.8	685	5.8
田辺市	482	6.7	420	6.0	432	6.2	418	6.1	391	5.8
みなべ町	83	6.9	68	5.7	67	5.7	55	4.7	60	5.2
白浜町	112	5.4	103	5.0	88	4.4	97	4.8	88	4.4
上富田町	119	7.9	115	7.6	124	8.2	121	7.9	131	8.5
すさみ町	17	4.4	7	1.9	22	6.0	6	1.7	15	4.3

(3) 死亡数・率

① 死亡数・率(人口千対)

表Ⅱ-3

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
県	13,062	14.1	12,837	14.0	12,610	13.8	12,930	14.3	14,308	20.0
管内計	1,883	15.3	1,824	15.0	1,887	15.7	1,801	15.1	1,974	16.7
田辺市	1,087	15.2	1,013	14.4	1,044	15.0	1,024	14.9	1,139	16.8
みなべ町	201	16.6	179	15.1	191	16.3	164	14.1	189	16.4
白浜町	327	15.7	364	17.8	389	19.4	360	18.0	396	20.0
上富田町	173	11.5	177	11.8	170	11.2	145	9.5	171	11.2
すさみ町	95	24.8	91	24.6	93	25.4	108	30.4	79	22.5

② 死因順位

表Ⅱ-4
令和4年

ア. 死因順位(和歌山県)

順位	死因名	死亡数	死亡率 (人口10万対)	死亡総数に 対する割合(%)
第1位	悪性新生物<腫瘍>	3,341	372.9	23.4
第2位	心疾患(高血圧性を除く)	2,277	254.1	15.9
第3位	老 衰	1,968	219.6	13.8
第4位	脳血管疾患	859	95.9	6.0
第5位	肺 炎	759	84.7	5.3
第6位	誤嚥性肺炎	516	57.6	3.6
第7位	不慮の事故	435	48.5	3.0
第8位	腎不全	339	37.8	2.4
第9位	自殺	176	19.6	1.2
第10位	肝疾患	162	18.1	1.1
	その他	3,476	388.1	24.3
	合 計	14,308	1,597	100.0

表Ⅱ-5
令和4年

イ. 死因順位(管内)

順位	死因名	死亡数	死亡率 (人口10万対)	死亡総数に 対する割合(%)
第1位	悪性新生物	428	363.1	21.7
第2位	老 衰	352	298.7	17.8
第3位	心疾患	251	213.0	12.7
第4位	脳血管疾患	139	117.9	7.0
第5位	肺 炎	87	73.8	4.4
第6位	不慮の事故	70	59.4	3.6
第7位	腎不全	44	37.3	2.2
第8位	自殺	29	24.6	1.5
第9位	大動脈瘤及び解離	25	21.2	1.3
第10位	慢性閉塞性肺疾患	21	17.8	1.1
	その他	528	448.0	26.7
	合 計	1,974	1,674.8	100.0

※死亡総数に対する割合は、四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

③ 令和4年 管内死因別・性別死亡者数

表Ⅱ-6

分類番号 *	疾 病 名	管内計			田辺市			みなべ町			白浜町			上富田町			すさみ町		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	総 数	1,925	973	952	1,113	594	519	183	90	93	391	193	198	157	67	90	79	29	50
1000	感染症及び寄生虫症	19	4	15	7	2	5	5	2	3	3	0	3	4	0	4	0	0	0
1100	腸管感染症	1	0	1	0			1		1	0			0					0
1200	結核	1	0	1	0			0			1		1	0					0
1300	敗血症	10	2	8	5	1	4	2	1	1	2		2	1		1		0	
1400	ウイルス肝炎	3	1	2	0			1	1		0			2		2		0	
1500	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	0	0	0	0			0			0			0				0	
1600	その他の感染症及び寄生虫症	4	1	3	2	1	1	1		1	0			1		1		0	
2000	新生物	441	276	165	260	173	87	34	17	17	95	61	34	38	19	19	14	6	8
2100	悪性新生物	428	268	160	253	169	84	33	17	16	94	60	34	35	17	18	13	5	8
2200	その他の新生物	13	8	5	7	4	3	1		1	1	1		3	2	1	1	1	
3000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3	3	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
3100	貧血	2	2	0	1	1		0			1	1		0				0	
3200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1	1	0	0			0			0			1	1			0	
4000	内分泌、栄養及び代謝疾患	42	17	25	19	13	6	4	2	2	12	1	11	7	1	6	0	0	0
4100	糖尿病	21	8	13	8	5	3	2	2		8		8	3	1	2	0		
4200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	21	9	12	11	8	3	2		2	4	1	3	4		4	0		
5000	精神及び行動の障害	34	7	27	20	6	14	9	1	8	3	0	3	1	0	1	1	0	1
5100	血管性及び詳細不明の認知症	30	5	25	18	4	14	9	1	8	2		2	0				1	1
5200	その他の精神及び行動の障害	4	2	2	2	2		0			1		1	1		1	0		
6000	神経系の疾患	63	30	33	27	11	16	8	6	2	16	7	9	10	6	4	2	0	2
6100	髄膜炎	0	0	0	0			0			0			0				0	
6200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	5	5	0	2	2		1	1		1	1		1	1		0		
6300	パーキンソン病	16	6	10	7	2	5	2	1	1	3	1	2	3	2	1	1		1
6400	アルツハイマー病	20	5	15	12	4	8	0			5		5	3	1	2	0		
6500	その他の神経系の疾患	22	14	8	6	3	3	5	4	1	7	5	2	3	2	1	1		1
7000	眼及び付属器の疾患	0	0	0	0			0			0			0				0	
8000	耳及び乳様突起の疾患	0	0	0	0			0			0			0				0	
9000	循環器系の疾患	426	197	229	255	114	141	49	26	23	76	35	41	28	15	13	18	7	11
9100	高血圧性疾患	9	5	4	7	3	4	0			2	2		0				0	
9200	心疾患(高血圧性を除く)	247	113	134	147	62	85	35	19	16	36	16	20	16	12	4	13	4	9
9300	脳血管疾患	139	63	76	83	41	42	13	7	6	30	10	20	10	3	7	3	2	1
9400	大動脈瘤及び解離	25	15	10	15	7	8	0			7	7		2		2	1	1	
9500	その他の循環器系の疾患	6	1	5	3	1	2	1		1	1		1	0			1		1
10000	呼吸器系の疾患	223	157	66	142	103	39	12	9	3	36	28	8	22	10	12	11	7	4
10100	インフルエンザ	0	0	0	0			0			0			0				0	
10200	肺炎	87	58	29	60	43	17	5	4	1	10	5	5	8	3	5	4	3	1
10300	急性気管支炎	0	0	0	0			0			0			0				0	

分類番号 *	疾 病 名	管内計			田辺市			みなべ町			白浜町			上富田町			すさみ町		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
10400	慢性閉塞性肺疾患	21	19	2	11	10	1	0			6	5	1	3	3		1	1	
10500	喘息	3	2	1	2	2		1		1	0			0			0		
10600	その他の呼吸器系の疾患	112	78	34	69	48	21	6	5	1	20	18	2	11	4	7	6	3	3
11000	消化器系の疾患	83	47	36	46	29	17	8	4	4	16	10	6	7	3	4	6	1	5
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	0	0	0	0			0			0			0			0		
11200	ヘルニア及び腸閉塞	17	8	9	7	4	3	0			5	2	3	4	2	2	1		1
11300	肝疾患	23	18	5	15	12	3	0			5	5		1		1	2	1	1
11400	その他の消化器系の疾患	43	21	22	24	13	11	8	4	4	6	3	3	2	1	1	3		3
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	4	2	2	2	1	1	0			2	1	1	0			0		
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	13	3	10	8	3	5	1		1	3		3	1		1	0		
14000	腎尿路生殖器系の疾患	58	25	33	29	11	18	2	1	1	18	8	10	6	3	3	3	2	1
14100	糸球体疾患及び腎細管間質性疾患	6	1	5	3		3	0			2	1	1	0			1		1
14200	腎不全	44	23	21	21	10	11	1	1		14	7	7	6	3	3	2	2	
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	8	1	7	5	1	4	1		1	2		2	0			0		
15000	妊娠、分娩及び産じょく	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16000	周産期に発生した病態	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	1	0	1	1		1	0			0			0			0		
16200	出産外傷	0	0	0	0			0			0			0			0		
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	0	0	0	0			0			0			0			0		
16400	周産期に特異的な感染症	0	0	0	0			0			0			0			0		
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	0	0	0	0			0			0			0			0		
16600	その他の周産期に発生した病態	0	0	0	0			0			0			0			0		
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17100	神経系の先天奇形	0	0	0	0			0			0			0			0		
17200	循環器系の先天奇形	0	0	0	0			0			0			0			0		
17300	消化器系の先天奇形	0	0	0	0			0			0			0			0		
17400	その他の先天奇形及び変形	0	0	0	0			0			0			0			0		
17500	染色体異常、他に分類されないもの	1	1	0	1	1		0			0			0			0		
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	406	147	259	240	90	150	35	14	21	86	29	57	27	9	18	18	5	13
18100	老衰	353	119	234	206	72	134	29	9	20	77	26	51	25	9	16	16	3	13
18200	乳幼児突然死症候群	0	0	0	0			0			0			0			0		
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	53	28	25	34	18	16	6	5	1	9	3	6	2		2	2	2	
20000	傷病及び死亡の外因	106	57	49	55	36	19	16	8	8	24	12	12	5	0	5	6	1	5
20100	不慮の事故	67	35	32	35	22	13	12	5	7	13	7	6	3		3	4	1	3
20200	自殺	27	16	11	17	11	6	3	2	1	5	3	2	1		1	1		1
20300	他殺	1	0	1	0			0			1		1	0			0		
20400	その他の外因	11	6	5	3	3	0	1	1		5	2	3	1		1	1		1

* 分類番号は、第10回国際疾病分類単分類番号である。

④ 年齢階級別悪性新生物死因調(部位別)

表Ⅱ-7
令和4年

【管内】

階級	死因		総数		食道 2102		胃 2103		結腸・直腸 S状結腸移行 部及び直腸 2104・2015		肝臓・胆のう 2106・2107		膵臓 2108		気管・気管支 及び肺 2109・2110		乳房 2112		子宮		白血病 2119		その他 (左記以外)								
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女							
総数	442	275	167	24	22	2	44	29	15	40	20	20	53	29	24	37	15	22	88	69	19	19	0	19	5	12	9	3	120	82	38
0~14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20~24	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
25~29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30~34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35~39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40~44	3	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
45~49	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
50~54	14	5	9	2	2	0	0	0	1	1	1	0	2	1	1	0	0	5	5	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0
55~59	7	4	3	0	0	0	1	1	1	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0
60~64	21	12	9	3	2	1	2	2	5	2	3	0	1	1	1	3	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	5	4	1	0
65~69	43	30	13	2	1	1	5	2	3	5	3	4	2	1	1	8	7	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	14	12	2	0
70~74	78	57	21	8	8	0	7	5	7	3	4	8	6	4	4	19	18	1	2	2	2	5	5	5	5	5	5	14	8	6	0
75~79	53	36	17	1	1	0	5	4	1	4	2	7	3	4	6	4	2	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	11	9	2	0
80~84	69	42	27	3	3	0	6	3	3	4	4	12	7	5	2	16	10	6	0	0	0	2	2	2	2	2	2	22	17	5	0
85~	151	87	64	4	4	0	18	12	6	13	9	22	9	13	12	20	7	5	5	1	1	3	3	5	1	3	2	28	28	18	0

⑤ 年齢階級別心疾患死因調 (部位別)

表Ⅱ-8
令和4年

【管内】

死因 階級	総数		慢性リウマチ 性心疾患 9201		急性心筋梗塞 9202		その他の虚血 性心疾患 9203		慢性非リウマチ 性心内膜疾患 9204		心不全 9207		その他の心疾患 9208																														
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女																												
総数	225	104	121	2	1	1	48	24	24	78	41	37	13	7	6	79	29	50	5	2	3																						
0～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
20～24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
25～29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
30～34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
35～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
40～44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
45～49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
50～54	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55～59	4	3	1	0	0	0	1	1	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
60～64	10	8	2	0	0	0	1	1	6	4	2	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
65～69	10	6	4	0	0	0	2	1	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
70～74	11	8	3	0	0	0	4	4	5	2	3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
75～79	26	15	11	1	1	0	6	5	11	6	5	0	0	0	0	8	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
80～84	32	16	16	0	0	0	9	5	4	15	8	7	0	0	0	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
85～	131	48	83	1	1	0	25	7	18	33	16	17	12	6	6	57	17	40	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

⑥ 年齢階級別脳血管疾患死因調(部位別)

表Ⅱ-9
令和4年

【管内】

階級	死因	総数			くも膜下出血 9301			脳内出血 9302			脳梗塞 9303			その他の脳血管疾患 9304		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数		130	60	70	17	8	9	36	19	17	77	33	44	0	0	0
0~14		0	0	0	0			0			0			0		
15~19		0	0	0	0			0			0			0		
20~24		0	0	0	0			0			0			0		
25~29		0	0	0	0			0			0			0		
30~34		0	0	0	0			0			0			0		
35~39		0	0	0	0			0			0			0		
40~44		0	0	0	0			0			0			0		
45~49		1	1	0	0			1	1		0			0		
50~54		2	2	0	2	2		0			0			0		
55~59		4	2	2	0			3	2	1	1		1	0		
60~64		2	1	1	1		1	1	1		0			0		
65~69		6	4	2	2	1	1	2	1	1	2	2		0		
70~74		8	7	1	1	1		6	6		1		1	0		
75~79		16	8	8	4	1	3	4	2	2	8	5	3	0		
80~84		24	12	12	3	1	2	7	3	4	14	8	6	0		
85~		67	23	44	4	2	2	12	3	9	51	18	33	0		

⑦ 乳児死亡数・率(出生千対)

表Ⅱ-10

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
県	10	1.6	7	1.2	8	1.4	15	2.7	9	1.7
管内計	1	1.2	3	4.2	1	1.4	3	4.3	3	4.4
田辺市	-	-	1	2.4	1	2.3	3	7.2	3	7.7
みなべ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白浜町	1	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-
上富田町	-	-	2	17.4	-	-	-	-	-	-
すさみ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑧ 新生児死亡数・率(出生千対)

表Ⅱ-11

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
県	5	0.8	2	0.3	2	0.3	4	0.7	3	0.6
管内計	-	-	1	1.4	1	1.4	1	1.4	1	1.5
田辺市	-	-	1	2.4	1	2.3	1	2.4	1	2.6
みなべ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上富田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
すさみ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑨ 周産期死亡数・率(出生千対)

表Ⅱ-12

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
県	17	2.8	14	2.4	20	3.5	12	2.2	23	4.4
管内計	4	4.9	3	4.2	8	10.8	2	2.9	3	4.4
田辺市	3	6.2	2	4.8	6	13.7	1	2.4	3	7.7
みなべ町	1	11.9	1	14.7	1	14.7	1	18.2	-	-
白浜町	-	-	-	-	1	11.2	-	-	-	-
上富田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
すさみ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑩ 死産数・率(出産千対)

表Ⅱ-13

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
県	125	20.2	124	21.1	111	19.0	91	16.2	112	21.4
管内計	22	26.3	14	19.6	20	26.6	12	16.9	13	20.0
田辺市	12	24.3	11	26.2	12	27.0	8	18.8	8	20.5
みなべ町	3	34.9	1	14.7	4	56.3	1	17.9	2	33.3
白浜町	4	34.5	1	9.7	3	33.0	3	30.0	2	22.7
上富田町	3	24.6	-	-	1	8.0	-	-	1	7.6
すさみ町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

管内の主要死因別標準化死亡比(SMR) (平成 25 年～平成 29 年)

人口の構成の差を考慮に入れ、全国の死亡状況とその地域の死亡状況に差があるかどうかを示す指標で、人口規模の小さい地域の相互比較に用いられている。全国がその地域と同じ人口構成であれば、何人死亡しているかを求め(期待死亡数 $n_i \times p_i$)、実際の死亡数(d)との比をとる方法(間接法)である。

また、管内のSMRと全国値との差が偶然であるか否かを示すために、95%信頼区間を求めその結果を()内に記した。

【今回のSMR】 $SMR = \frac{d}{\sum n_i \times p_i} \times 100$

d : 平成25年～平成29年の各市町の疾患別死亡数の合計

n_i : 平成27年国勢調査時5歳階級別人口(0～84歳は、5歳階級、85歳以上を加え計18段階)

p_i : 平成27年疾患別、年齢階級別全国死亡率

【95%信頼区間】

観察された死亡数dは一定期間内に互いに独立に発生するまれな現象(死亡)の回数であるので、回数は平均d、分散dのポアソン分布に従うと考えられ、この時の標準偏差の推定値は \sqrt{d} である。dが25程度以上に大きい場合、正規分布に近似できるので、以下の式で死亡数dの95%信頼区間の上下限を求めた。(dが小さい場合はポアソン分布の確率に基づいて算出した。)次いで、それを期待値Eで割ってSMR(=d/E×100)の95%信頼区間を算出した。

観察死亡数dの95%信頼区間： $d \pm 1.96\sqrt{d}$

表Ⅱ—14

死 因	男性	女性
総 死 亡	107.4 ※ (104.3 ~ 110.5)	102.1 (99.1 ~ 105.1)
悪性新生物	106.3 ※ (100.8 ~ 111.8)	94.7 (88.6 ~ 100.8)
胃 癌	112.0 (97.0 ~ 127.2)	99.0 (80.1 ~ 118.0)
大 腸 癌	101.0 (85.7 ~ 116.7)	101.3 (85.2 ~ 117.4)
肝 癌	108.2 (88.9 ~ 126.6)	98.2 (74.5 ~ 122.4)
肺 癌	112.6 ※ (101.1 ~ 124.1)	105.1 (88.0 ~ 122.2)
乳 癌	—	76.8 ※ (57.9 ~ 95.8)
子 宮 癌	—	91.1 (61.6 ~ 122.6)
心 疾 患	114.2 ※ (105.6 ~ 122.7)	111.0 ※ (103.5 ~ 118.5)
脳血管疾患	99.6 (89.2 ~ 110.2)	96.2 (86.7 ~ 105.6)
老 衰	111.2 (94.4 ~ 127.9)	120.6 ※ (110.8 ~ 130.2)

※95%信頼区間が100をまたいでいない項目。全国に比べてSMRが有意に高い(または低い)と考えられる。(p<0.05)

管内合計特殊出生率

表Ⅱ-15

	H25	H26	H27	H27 (国勢調査)	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (国勢調査)	R3	R4
管内	1.36	1.39	1.38	1.57	1.37	1.37	1.39	1.24	1.38	1.52	1.34	1.33
田辺市	1.37	1.33	1.43	1.64	1.36	1.33	1.42	1.27	1.39	1.57	1.40	1.32
みなべ町	1.34	1.42	1.25	1.41	1.49	1.31	1.40	1.12	1.24	1.41	1.08	1.19
白浜町	1.16	1.46	1.30	1.46	1.08	1.46	1.24	1.12	1.06	1.69	1.18	1.08
上富田町	1.54	1.62	1.46	1.58	1.71	1.55	1.45	1.42	1.59	1.13	1.57	1.67
すさみ町	1.72	1.19	0.86	1.09	0.92	1.04	1.48	0.65	2.01	2.24	0.55	1.49

合計特殊出生率 $\left[\frac{A}{B} \times 5 \right]$ [15歳～19歳]～[45歳～49歳]の各5歳階級の合計

A 出生数 母の年齢階級別出生数(※1)

B 女性人口 年齢階級別人口(※2)

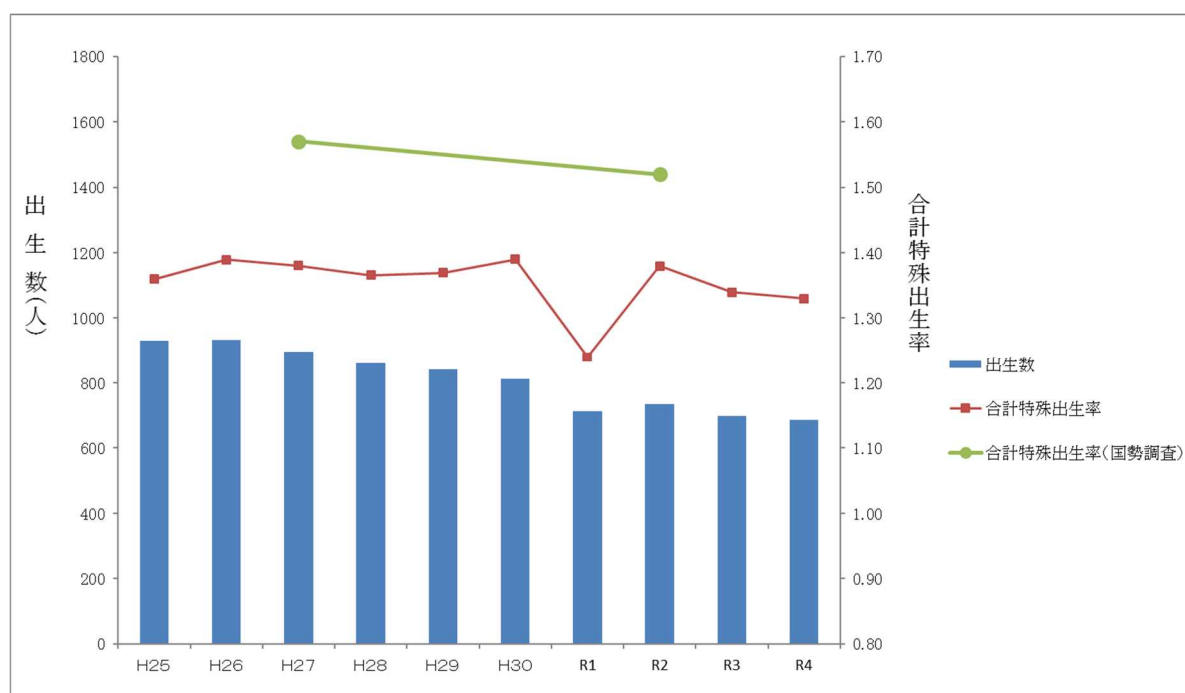
※1 厚生労働省 「H25～R4年の人口動態統計(確定数)」

※2 総務省 「H25～R4年の各1月1日の住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)」

総務省 「H27年の国勢調査」「R2年の国勢調査」

注1) この表における合計特殊出生率は人口動態統計による出生数と住民基本台帳人口を使用した数値のため、厚生労働省が公表している数値の算出方法とは異なっている。

注2) H27年・R2については国勢調査による女性の年齢階級別人口を用いた数値も算出した。



管内の出生数、合計特殊出生率の推移

Ⅲ 総務福祉課

Ⅲ 総務福祉課

総務福祉課の業務

総務福祉課では、総務・保護グループ、福祉グループの2グループが、次の業務を行っている。

総務・保護グループでは、部（所）内の全般的な運営管理業務として、歳入歳出予算の執行、物品の管理及び調達、職員の健康管理等を行っており、生活保護業務では、保護の適正な実施と保護世帯の自立助長促進のため、定期的な家庭訪問による的確な実態把握に努めている。

また、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されたことに伴い、自立支援相談員を配置し、生活上困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を実施している。

その他、災害時における救助物資関連業務や戦傷病者・戦没者遺族等の団体活動への支援も行っている。

福祉グループでは、障害者福祉、高齢者福祉、母子・児童福祉を担当している。

障害者福祉としては、特別障害者手当等の経済的支援、手話通訳者の派遣や指定障害サービス事業所への指導など生活支援を行うとともに、障害や障害のある人への理解を深めるための啓発事業を行っている。

高齢者福祉としては、介護保険サービスの質の向上と適正化のため介護事業所への指導や、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステム構築のため管内市町や関係機関と協議し医療と介護の連携を推進するなどの業務を行っている。

このほか、身体障害者連盟や老人クラブ連合会の活動への支援を行っている。

また、母子・児童福祉として、ひとり親家庭及び寡婦に対して相談や児童扶養手当等の給付及び母子父子寡婦福祉資金貸付とその償還指導を行い、さらに、子ども虐待防止や女性相談等の女性保護業務も行っている。

1. 生活保護

管内は県の南西部に位置し、山間へき地が多く、高齢化が進んでいる。

産業面では大企業が少なく、地場産業は中小企業が大半を占めており、白浜町の観光業とみなべ町の梅加工業が盛んではあるが、その他の地場産業は産業構造の変化で厳しい状態が続いている。

令和6年3月における被保護世帯数は450世帯、被保護人員は526人、保護率は10.42%で、世帯類型では高齢者世帯が65.8%と6割以上を占めている。

所管区域 みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町

(1) 保護率の推移

	被保護世帯数	被保護人員数	保護率 (%)
令和2年3月	465	556	10.73
令和3年3月	443	529	10.35
令和4年3月	431	521	10.33
令和5年3月	437	521	10.32
令和6年3月	450	526	10.42

保護参考 令和6年3月分

(2) 保護の町別状況

町名	被保護世帯数	被保護人員数	保護率 (%)
みなべ町	49	72	6.21
白浜町	271	301	15.04
上富田町	87	98	6.40
すさみ町	43	55	15.47
管内計	450	526	10.42
和歌山県	12,278	14,480	16.03

保護参考 令和6年3月分

(3) 類型別被保護世帯状況

	単身者世帯				2人以上世帯					停止	合計
	高齢	障害	傷病	その他	高齢	母子	障害	傷病	その他		
世帯数	278	30	56	32	18	12	4	10	10	0	450
構成比(%)	61.8	6.7	12.4	7.1	4.0	2.7	0.9	2.2	2.2	0.0	100.0

保護参考 令和6年3月分

(4) 生活保護扶助費の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金額 (千円)	構成比 %	金額 (千円)	構成比 %	金額 (千円)	構成比 %	金額 (千円)	構成比 %
生活扶助	216,109	26.00	206,921	26.82	206,108	24.80	208,577	24.95
住宅扶助	87,918	10.58	87,990	11.40	88,325	10.63	89,313	10.68
教育扶助	1,630	0.20	1,478	0.19	1,684	0.20	1,336	0.16
介護扶助	33,150	3.99	29,627	3.84	31,196	3.75	33,891	4.05
医療扶助	479,425	57.68	442,534	57.35	500,492	60.21	499,046	59.69
出産扶助	26	0.00	0	0.00	742	0.09	0	0.00
生業扶助	1,509	0.18	1,600	0.21	787	0.09	681	0.08
葬祭扶助	2,334	0.28	1,452	0.19	1,901	0.23	3,166	0.38
計	822,101	99	771,602	100	831,235	100	836,011	100

保護参考 令和5年4月～令和6年3月合計

(5) 就労支援等実績

		支援者実数	就労開始者数	自立(世帯数)	自立(人員数)
令和2年度	生活保護受給者	17	6	1	1
	生活困窮者	15	8	8	11
令和3年度	生活保護受給者	22	6	4	6
	生活困窮者	15	13	13	21
令和4年度	生活保護受給者	18	4	0	0
	生活困窮者	20	13	6	6
令和5年度	生活保護受給者	17	3	2	2
	生活困窮者	30	12	6	6

2. 災害救助

本県に居住する者で、自然災害に罹災した者に対して、災害見舞金を支給しており、管内の支給状況は下記のとおりである。

また、平成26年度に西牟婁振興局災害時備蓄倉庫が完成し、令和6年3月末の備蓄状況は下記のとおりである。

(1) 災害見舞金

	田辺市		みなべ町		白浜町		上富田町		すさみ町		管内計		備考
	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	
平成23年度	374	2,045	24	125	152	760	10	50	0		560	2,980	台風12号
平成24年度	0		0		1	5	0		0		1	5	8月大雨
平成25年度	0		0		0		0		0		0	0	
平成26年度	1	5	0		0		0		0		1	5	台風11号
平成27年度	2	10	1	10	0		0		0		3	20	台風11号
平成28年度	0		0		3	15	0		0		3	15	7月豪雨 台風16号
平成29年度	1	5	0		0		0		1	10	2	15	6月大雨 台風21号
平成30年度	26	145	2	10	37	190	7	35	1	5	73	385	台風20号, 21号,24号
令和元年度	0		0		0		0		0		0	0	
令和2年度	0		1	5	1	5	0		1	5	3	15	9月大雨 台風10号、14号
令和3年度	0		0		0		0		0		0	0	
令和4年度	0		0		0		0		0		0	0	
令和5年度	0		0		0		0		0		0	0	
合計	404	2,210	28	150	194	975	17	85	3	20	646	3,440	

(2) 備蓄状況

令和6年3月末

保存水	48,234本/20ℓ	カップパン	4,700袋	給水ポリタンク	20個/20ℓ
アルファ化米	85,900食	サバイバルフーズ	33,720食	発電機	4台
梅干し	72,000粒	フリース毛布	13,510枚	簡易トイレパック	129,000パック
缶詰パン	15,792缶	ポリシート	200枚	紙コップ	43,000個

3. 障害者（児）福祉

障害のある方が安心して生活できる社会を目指して、各種制度による支援等を実施している。

また、広報、啓発を実施し、県民に「障害者福祉」の理解を呼びかけるとともに、福祉関係団体との連携を密にし、制度の充実に努めている。

(1) 各障害者手帳保持者の状況

・障害者手帳保持者数 (令和6年3月31日現在)

手帳種類 市町名	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	手帳保持者合計
管内計	8,529	1,830	1,476	11,835
和歌山県	51,923	10,919	10,555	73,397

(2) 障害福祉サービス等事業実施状況

①指定事業所数の状況

障害福祉サービス等を提供する者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受ける必要があり、それぞれのサービスごとに要件が規定されているため、申請書等の審査や指導を行っている。

・指定事業所数 (令和6年4月1日現在)

サービス名 市町名	居宅介護等	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続支援A	就労継続支援B	就労定着	療養介護	短期入所	共同生活援助	自立生活援助	施設入所	児童発達支援等	一般相談支援
管内計	92	23	1	1	14	34	5	1	15	17	1	9	31	5
田辺市	55	11	1	1	6	16	2		9	10	1	4	13	4
みなべ町	5				2	2	1			1			1	
白浜町	12	3			3	9	1		1	3		1	4	
上富田町	16	9			3	6	1	1	5	3		4	13	1
すさみ町	4					1								

②実地指導

・実地指導件数

サービス名 年度	居宅介護等	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続支援A	就労継続支援B	就労定着	療養介護	短期入所	共同生活援助	自立生活援助	施設入所	児童発達支援等	一般相談支援
令和3	4	※	※	※	※	※	※	※	0	2	—	※	3	1
令和4	2	※	※	※	※	※	※	※	2	4	—	※	0	0
令和5	11	※	※	※	※	※	※	※	1	4	1	※	6	1

※は本庁障害福祉課が実施するサービス

(3) 各種手当の支給

在宅の障害者（児）に対し以下の手当を5月、8月、11月、2月に支給している。

（支給額については令和6年4月からのもの）

令和6年3月の支給状況については、下表のとおり。

①特別障害者手当（月額28,840円）

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上の方に対し支給。

②障害児福祉手当（月額15,690円）

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の児童（20歳未満）に対し支給。

③経過措置福祉手当（月額15,690円）

従来福祉手当受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害者年金も支給されない方に対して、経過措置として福祉手当を支給。

○各種手当支給状況（令和6年3月分）

特別障害者手当	56名
障害児福祉手当	37名
経過措置福祉手当	1名

(4) 手話通訳者配置

聴覚障害者等の社会参加の促進に寄与するため健康福祉部内に手話通訳者を配置して、以下の業務を行っている。

①手話通訳

聴覚障害者等の来庁時や県が主催する講演会等での手話通訳を実施している。

②手話講習会等

手話の技術を習得する講習会を実施して、手話の普及を促進している。その他として小学校等で県政おはなし講座を開催し、手話や聴覚障害に対する理解を広めている。

(5) あいサポート運動推進

様々な障害の特性を理解し、障害のある人に温かく接するとともに、障害のある人が困っているときに、ちょっとした手助けを行うことにより、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的として、以下の事業を行っている。

①あいサポーター養成

あいサポート研修を開催し、様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っていることや必要な配慮ができる人を養成している。

②あいサポートメッセージャーの養成

あいサポート運動を積極的に周知していくメッセージャーを養成している。

③あいサポート企業・団体の認定

職員等を対象とした「あいサポート研修」を実施するなど、積極的にあいサポート運動を推進する企業や団体を認定している。

④ヘルプマークの交付

内部障害や精神障害など、見た目ではわかりづらい障害等のある人が周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークの啓発及び交付事務を行っている。（交付件数：217件（令和6年3月末時点））

(6) 障害者等用駐車区画利用証の発行

障害者や難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など、移動に配慮を要する方に対し、公共的施設における障害者等用駐車区画の利用証を発行する制度が平成28年1月から始まり、振興局において交付事務を行っている。（有効利用証数：1,648件（長期：5年 1,619件 短期1年以内：29件）（令和6年5月末時点））

4. 障害者（児）医療

重度の障害のある方に医療費を助成（重度心身障害児（者）医療費助成制度）する市町に対して、補助金を交付している。

5. 老人福祉

(1) 管内の高齢化の状況

令和5年1月1日現在における管内の高齢者（65歳以上）は41,605人となり、総人口に占める高齢者率は34.2%で、本県の高齢化率33.3%より高い。また、在宅高齢者の内、一人暮らし高齢者比率はみなべ町（13.3%）を除いては県平均（24.2%）より高く、すさみ町では（41.6%）である。

（令和5年1月1日現在）

市町名	総人口	65歳以上人口	高齢化比率	在宅高齢者数	一人暮らし高齢者数	一人暮らし高齢者比率 (65歳以上)
管内計	121,535	41,605	34.2%	39,533	12,797	32.3%
田辺市	69,716	23,712	34.0%	22,613	7,672	32.4%
みなべ町	11,988	4,005	33.4%	3,837	534	13.3%
白浜町	20,463	7,829	38.2%	7,246	2,585	33.0%
上富田町	15,709	4,327	27.5%	4,200	1,286	29.7%
すさみ町	3,639	1,732	47.3%	1,637	720	41.6%
和歌山県	924,469	308,293	33.3%	292,124	74,742	24.2%

*人口は住民基本台帳による

(2) 要介護（要支援）者と介護保険施設の状況

① 要介護（要支援）認定者数の状況

保険者別・年度末現在（人）

市町名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
管内計	1,863	1,608	1,478	1,528	1,136	1,219	951	9,783
田辺市	1,308	1,059	770	877	625	719	524	5,882
みなべ町	110	129	151	128	115	98	82	813
白浜町	237	215	389	278	217	245	188	1,769
上富田町	141	166	112	175	108	130	99	931
すさみ町	67	39	56	70	71	27	58	388
和歌山県	12,402	9,866	13,121	10,057	8,553	8,654	6,121	68,774

② 指定事業所数の状況

介護保険サービスを提供する者は、事業所ごとに都道府県知事の指定又は開設許可を受ける必要があり、それぞれのサービスごとに要件が規定されているため、申請書等の審査や指導を行っている。

（令和6年4月1日現在）

サービス名	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	短期介護	短期介護	特定入施設	福祉貸与具	福祉販用売具	合計
管内計	64	2	29	1	33	5	16	10	7	4	4	175
田辺市	36	1	15	1	16	2	8	5	4	4	4	96
みなべ町	2	1	3	-	5	-	2	-	1	-	-	14
白浜町	11	-	3	-	6	2	4	4	1	-	-	31
上富田町	13	-	7	-	5	-	1	-	1	-	-	27
すさみ町	2	-	1	-	1	1	1	1	-	-	-	7

※病院・診療所が行う訪問看護・訪問・通所リハビリテーションは含まない

※平成30年度介護保険制度改正に伴い、現在、病院・診療所・薬局を除く事業者による（介護予防）居宅療養管理指導の実施はなし

(3) 福祉保健施設

福祉保健施設のうち老人福祉施設には、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、在宅複合施設、在宅介護支援センター、老人憩いの家があり、社会福祉一般施設には有料老人ホームや介護普及センターがある。

これらのほかに、介護保険施設等（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防・認知症対応型共同生活介護、介護予防・小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター）がある。

老人福祉施設

(令和6年4月1日現在)

特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	生活支援ハウス	在宅複合施設	在宅介護支援センター	老人憩いの家
15	2	4	10	1	11	25

社会福祉一般施設

有料老人ホーム	介護普及センター
8※	1

※R4.3 末サービス付き高齢者向け住宅から変更

介護保険施設等

介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	介護医療院	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	地域包括支援センター
7	0	3	16	7	9

(4) 老人クラブ

老人クラブは、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくりと高齢者福祉の向上に努めることを目的としている。

西牟婁郡老人クラブ連合会は、白浜町・上富田町・すさみ町の3町の老人クラブ連合会で構成されており、研修会の開催、県主催のスポーツ交流大会（ゲートボール）や田辺・西牟婁ふれあいスポーツフェスティバル（グラウンドゴルフ・ペタンク）に参加し、活動を行っている。

管内老人クラブ数

(令和6年3月31日現在)

市町名	クラブ数	会員数
田辺市	110	3,707
みなべ町	29	1,209
白浜町	23	598
上富田町	16	730
すさみ町	6	191
管内計	184	6,435

6. 児童福祉

児童に対する福祉は、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」（児童福祉法第1条第2項）という観点から、すべての家庭において児童が健全に育成されることまた、児童を生み育てやすい社会環境を整えることが施策の中心となっている。

(1) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の二第2項）

(令和6年1月1日現在)

田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
16	5	9	3	1	34

(2) 保育所及び児童厚生施設

① 保育所（児童福祉法第39条）

(令和5年6月1日現在)

田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
15	1	6	2	1	25

② 地域型保育および特例保育（子ども・子育て支援法第29条第1項、法第30条第1項第4号）

(令和5年6月1日現在)

田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
5	0	0	1	0	6

③ 児童厚生施設（児童福祉法第40条）

(令和5年6月1日現在)

田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
3	0	2	3	0	8

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。（児童福祉法第38条）

近年借金による生活困窮や家庭生活の破綻、DVによる帰住先無し等で緊急に入所契約を希望するケースが多くなっている。

(4) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設である（児童福祉法第36条）。管内では、紀南病院が認可を受けている。

7. 母子及び父子並びに寡婦福祉

若年母子世帯が増加しており母子・父子自立支援員による就労支援、自立支援給付金事業、特別相談事業等利用の促進に努めている。

(1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の相談に応じ、修学に係る資金の相談等必要な助言指導を行い福祉の増進に努めている。

母子・父子自立支援員相談指導種別件数 (令和5年度)

種別	生活一般	児童	生活援護	その他	合計	訪問調査回数	関係機関連絡
件数	25	0	35	1	61	0	0

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、児童の福祉の増進のため母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っている。

母子父子寡婦福祉資金貸付件数 (令和5年度)

資金名	母子福祉資金	父子福祉資金	寡婦福祉資金	合計
	件数	件数	件数	件数
修学資金	6	0	0	6
修業資金	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0
計	6	0	0	6

(3) 母子父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等事業 (令和5年度)

	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
自立支援教育訓練	0	1	0	0	1
高等職業訓練促進	1	1	0	1	3

8. 父子家庭に対する施策

父子家庭の生活の安定と児童の健全育成を目的とし、ひとり親家庭等日常生活支援事業を通じてひとり親家庭の自立支援を促進するとともに、保育料の減免優遇措置、医療費の助成、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）等の周知を図っている。

9. 児童扶養手当制度

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

児童扶養手当受給者状況

(令和6年4月1日現在)

町名	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
件数	103	203	216	34	556

10. 女性保護

女性相談員が、地域で暮らす女性の様々な問題に対して、幅広く相談に応じ、助言・指導及び保護等を関係機関と協力して行っている。

IV 保 健 課

IV 保健課

保健課の業務

保健課は、保健グループ、健康グループの2グループから編成され、事務職員(精神保健福祉士含)、技術職員(保健師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師)が次の業務に取り組んでいる。

保健グループは、感染症や地域保健医療に関する業務や健康危機管理を含めた健康保持に関する業務を担当している。

感染症に関する業務では、感染症患者の疫学調査や検査、患者搬送や医療費の公費負担等の業務を行っている。

地域保健医療に関する業務として、地域医療・救急医療の確保、病院・診療所等の開設等の許認可、医療従事者の免許申請、医療相談や医療類似行為の指導及び啓発を行っている。

また圏域の課題への取り組みとして、地域医療構想の実現に向けた医療体制の構築への取り組みや大地震等災害時に備えた圏域合同の災害医療訓練にも取り組んでいる。

感染症対策については、平常時は予防啓発や発生動向調査、発生時は迅速な疫学調査と初動対応や接触者に対する健康診断等によって感染の拡大防止に努めている。

健康グループは、健康づくり、母子保健、精神保健福祉、難病対策を担当している。

健康づくり対策では、生活習慣病予防等の疾病予防対策や栄養関係業務を中心に管内市町・関係機関と連携し情報提供・助言を行っている。また、田辺地域・職域連携推協議会では、管内の地域保健と職域保健の関係機関との連携を図り、地域の健康課題の明確化と対策に取り組んでいる。

母子保健については、乳幼児発達相談事業、不妊相談等のこのとりサポート事業、高校生への思春期講座等を実施している。また、母子保健連携会議を開催し、管内の母子保健に関する協議を行っている。

精神保健福祉対策では、精神保健福祉法に基づき、相談や訪問による早期医療に繋げる患者支援、さらに退院後の社会復帰を目指した支援活動を管内の医療機関や社会復帰施設、市町と共に取り組んでいる。

難病対策については、指定難病患者および小児の慢性特定疾病患者に対する医療費助成とともに訪問指導、相談等支援を行っている。また、難病患者に関する地域的な課題の検討の場として、難病対策地域協議会を設けている。

このほか、保健師等関係職員の研修や看護師・管理栄養士養成施設の学生の実習指導などの人材育成に取り組んでいる。

1. 医事

(1) 医療施設数

病院の施設数は前年度と同様であり、病床数は204床減少している。一般診療所については、施設数は7施設減、病床数は1床増であった。

また、歯科診療所の施設数は3施設減、助産所は前年度と同様であった。

令和6年3月末

	病 院		診 療 所				歯 科 診療所	助産所	施術所
	施設数	病床数	施 設 数			病床数			
			総数	有床	無床				
管内計	9	1,416	127	6	121	78	55	13	179
田 辺 市	5	1,075	82	5	77	59	36	8	124
みなべ町	0	0	10	1	9	19	4	2	17
白 浜 町	2	252	17	0	17	0	7	1	26
上富田町	1	64	14	0	14	0	7	2	11
すさみ町	1	25	4	0	4	0	1	0	1

(2) 医療関係従事者数

前回調査（令和2年12月末）に比べ、医師は6人の減、歯科医師は12人の減、薬剤師は18人の増、保健師は18人の増、助産師は16人の減、看護師は28人の増、准看護師は132人の減、歯科衛生士は38人減、歯科技工士は3人減となっている。

令和4年12月末（単位：人）

区 分	管内計	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町
医 師	316	239	8	41	23	5
歯科医師	74	49	5	9	9	2
薬 剤 師	207	139	12	29	25	2
保 健 師	95	55	11	11	12	6
助 産 師	33	32	1	0	0	0
看 護 師	1406	1103	17	156	106	24
准看護師	296	191	23	44	29	9
歯科衛生士	73	53	5	4	9	2
歯科技工士	34	19	1	6	8	0

2. 救急医療

和歌山県では、平成22年度に「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定し、平成23年4月から施行している。これに伴い傷病者の症状、病態の程度等により整理された医療機関リストから消防機関が医療機関を選択し搬送を行うことで適切かつ早急な救急医療につなげることとしている。

和歌山県広域災害・救急医療情報システム（通称：わかやま医療情報ネット）の運用により、県民が手持ちのパソコン・スマートフォン等から情報検索を行うことで、診療日、診療時間等県内医療機関に関する情報入手が可能となっている。

しかし、円滑な救急搬送・受入医療体制を確保していくためには、地域住民に対し引続き救急医療の適正利用に関する普及啓発が必要である。

① 初期救急医療体制

田辺周辺広域市町村圏組合（現在5市町）の運営により、田辺広域休日急患診療所が土曜日（祝日・年末年始除く）の準夜帯（18時～21時30分受付）に小児科を、日曜日及び祝日（9時～11時30分及び13時～16時受付）には、内科、小児科、歯科の3科体制による初期救急を行っている

② 二次救急医療体制

田辺保健医療圏では、4救急告示病院による「病院群輪番制」及び「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」により救急医療に対応している。

しかし、医療機関においては、限られた人員・体制の中での受入れのため、傷病者が多数発生した場合等の体制整備が今後の検討課題となっている。

③ 三次救急医療体制

心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷などの重篤救急患者集中治療等に対応する救命救急センターとして、ICU6床、HCU16床の計22床が独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターにおいて運営されている。

また、小児救急の分野は紀南病院で24時間対応している。

④ 年末年始救急医療体制

医療機関が休みとなる年末年始の医療については、一次救急については田辺広域休日急患診療所（内科、小児科、歯科）が行い、二次救急については、病院群輪番制等で対応し、住民の健康を守っている。

3. 災害医療

田辺保健医療圏では田辺地方医療対策協議会に災害医療対策を専門的に検討する部会を設置し、災害医療訓練の企画と運営、田辺地域災害医療体制マニュアルの見直しを行っている。また、管内市町を対象にした災害時保健活動の研修や訓練の実施等、市町との連携強化を図っている。なお、被災地へのDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）や保健師支援チームのメンバー派遣も行っている。

（1）地域災害拠点病院および災害支援病院の状況

区分	病院名	住所地	DMAT チーム数	災害医療 コーディネーター数	耐震化
拠点	(独) 国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市	2	3	あり
拠点	紀南病院	田辺市	1	1	あり
支援	白浜はまゆう病院	白浜町	1	2	あり
支援	国保すさみ病院	すさみ町	0	0	あり

（2）災害医療研修及び訓練開催状況

開催年月日	内容	対象機関	参加者数
R5年9月11日	初動アクションカード作成支援 (1回目)	みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	26
R5年9月26日	支援チーム要請計画作成演習	田辺市・みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	33
R5年10月6日	初動アクションカード作成支援 (2回目)	みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町 (10/13)	27
R5年10月16日	合同演習	みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	29

（3）被災地への派遣状況

活動チーム名	派遣期間 ※引継ぎ・移動日含む	派遣先	活動内容	派遣人数
DHEAT (第2班)	R6年1月14日から 1月22日まで	石川県七尾市	リエゾン派遣	1
DHEAT (第3班)	R6年1月21日から 1月29日まで	石川県能登中部保 健福祉センター	保健医療福祉調整 本部運営支援	2
保健師支援チーム (第7班)	R6年1月30日から 2月4日まで	石川県七尾市	健康調査支援	1
保健師支援チーム (第14班)	R6年2月26日から 3月1日まで	石川県七尾市	健康調査支援	1

4. 感染症対策

医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、また国際交流の進展等、感染症を取り巻く環境が大きく変化してきている。

一方、ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対し、いわれのない差別や偏見が存在している事実も重く受け止める必要がある。

これらのことから、感染症の患者等の人権に配慮しながら、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速で的確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が平成11年4月1日から施行されている。それに伴い性病予防法やエイズ予防法が廃止された。

また、対象疾患の追加等随時見直しが行われており、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されていたが、令和5年5月8日より5類感染症となった。

(1) 感染症予防

感染症のまん延を予防するため、以下の事業を実施している。

①赤痢等保菌者検索

集団給食施設、水道関係施設、食品関係施設等従事者等を対象に、赤痢菌や腸管出血性大腸菌等のまん延を予防するため、便細菌培養検査による保菌者検索を行っている。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集団給食施設	0	0	0	0	0
水道関係施設	14	0	0	0	0
食品関係施設	0	0	0	0	0
その他	24	0	0	0	7
計	38	0	0	0	7

②感染症発生動向調査

感染症法第3章(第12条から第16条の2関係)により、医師等の医療関係者の協力のもと感染症の患者発生 of 正確な情報の把握と分析をする体制を構築し、得られた分析結果を迅速に県民に公開・提供し感染予防を図っている。

1) 全数把握感染症

感染症法第12条及び第13条に基づき、一類から五類までの感染症患者を診断した医師等からの発生届出を受け、地域での患者発生の状況・病原体の検索等、まん延の実態を迅速かつ的確に把握し、その情報を速やかに県民に提供し感染予防の啓発を行う。

一類から五類の全数把握感染症(結核除く)のうち、令和5年度に届け出があったものは次のとおりである。

全数把握感染症報告数（結核除く）令和5年度

疾患名	類型	件数
腸管出血性大腸菌感染症	三類感染症	2
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	四類感染症	1
つつが虫病	四類感染症	13
日本紅斑熱	四類感染症	2
レジオネラ症	四類感染症	5
レプトスピラ症	四類感染症	1
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	五類感染症	1
急性脳炎	五類感染症	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症	五類感染症	2
侵襲性肺炎球菌感染症	五類感染症	1
水痘（入院例）	五類感染症	1
梅毒	五類感染症	11
百日咳	五類感染症	5

2) 定点把握感染症

五類感染症のうち定点把握感染症は、その発生・流行拡大を予防するため、患者の動向を調査し、その情報を広く県民に還元していくことが感染症法により求められている。感染症患者の発生動向を年間を通じて監視するため、下記のとおり定点医療機関を指定し、毎週（週報）及び毎月（月報）の患者情報等を収集している。その情報を分析し速やかに地域に還元することで、感染症のまん延予防に役立てている。

管内種類別定点医療機関数

管内の種類別定点医療機関数は以下のとおりである。

なお、インフルエンザ、小児科、基幹の各定点に病原体分離等の検査情報を収集するため、それぞれ病原体定点を設定している

週報

インフルエンザ ^a	COVID-19	小児科	基幹	眼科
7(1)	7	4(1)	2(1)	1

() 病原体定点数

月報

基幹	性感染症
2	1

随時

疑似症定点
2

管内感染症別報告数

令和5年中に報告のあった週報及び月報対象感染症の報告数及び一定点あたり報告数は以下のとおりである

週報報告数（令和5年第1週～第52週）

定点種類	対象感染症	報告数	1 定点あたり
インフルエンザ ・COVID-19	インフルエンザ	2,318	331.14
	新型コロナウイルス感染症	1,695	242.14
小児科	R S ウィルス感染症	258	64.50
	咽頭結膜炎	327	81.75
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	141	35.25
	感染性胃腸炎	79	19.75
	水痘	14	3.50
	手足口病	14	3.50
	伝染性紅斑	2	0.50
	突発性発疹	31	7.75
	ヘルパンギーナ	310	77.50
	流行性耳下腺炎	4	1.00
眼 科	急性出血性結膜炎	6	6.00
	流行性角結膜炎	18	18.00
基 幹	細菌性髄膜炎	0	0.00
	無菌性髄膜炎	1	0.50
	マイコプラズマ肺炎	1	0.50
	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0	0.00
	感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0	0.00

月報報告数(令和5年1月～12月)

定点種類	対象感染症	報告数	1 定点あたり
性感染症	性器クラミジア感染症	36	36
	性器ヘルペスウイルス感染症	23	23
	尖圭コンジローマ	11	11
	淋菌感染症	7	7
基 幹	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	28	14
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0
	薬剤耐性緑膿菌感染症	3	3

③感染症予防普及啓発のための講習会

感染症予防普及啓発のための講演会等に講師を派遣し、予防啓発及び感染症の知識の普及を実施している。

令和5年度は以下のとおり

実施日	対 象	人数	内 容
令和5年11月11日	南部高校龍神分校 2年	7	「思春期講座」 性感染症とその予防
令和5年11月14日	南紀高校(昼間)	88	
令和5年12月12日	田辺高校 3年	40	
令和5年12月14日	南紀高校(夜間)	24	
令和6年 3月 8日	南部高校 1年	95	

④インフルエンザ様疾患の発生状況

小学校や中学校等各教育施設等で発生するインフルエンザ様疾患の状況を把握するため、施設が学級閉鎖等の措置を講じた場合、学校欠席者・感染症情報システムによるオンライン報告又は各市町教育委員会を經由しFAXにて報告いただいている。

令和4年～5年シーズン（令和4年第36週～令和5年第35週）に学校欠席者・感染症情報システムに報告があった件数は26件（学校閉鎖数：1件、学年閉鎖数：17件、学級閉鎖数：8件）でした。

(2) 結核対策

結核が「国民病」と呼ばれていた昭和26年に制定された結核予防法が、平成19年4月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）」に統廃合された。

日本における結核の現状は、平成26年には2万人を下回り、罹患率も減少は続けているが、令和3年は11,500人以上の結核新患者が発生し、70歳以上の高齢結核患者が6割を占めている。

日本の令和4年の結核罹患率は8.2で結核低まん延国の水準である10.0以下に達したが、世界的にみると、日本の結核罹患率はアメリカ合衆国（2.6）の3.2倍、英国（7.6）の1.1倍であり、他の先進国と比べて依然として高い状況であるため、これまでの結核対策を後退させることなく、更に積極的な取り組みが必要である。

①結核患者管理

結核は、感染症法では二類感染症に分類され、医師が結核患者と診断した場合は法第12条に基づき、直ちに最寄りの保健所長に届け出ることとなっている。

また、感染症法第53条の11～13に基づき、患者登録や精密検査などの患者の登録管理、第53条14に基づき家庭訪問指導等を実施している。

1) 新登録患者状況

管内で令和5年の1年間に新たに登録された結核患者数は15人であった。

なお、喀痰塗抹陽性患者数は5人で、新登録肺結核患者に占める割合は33.3%であり、昨年の10人（52.6%）よりも低かった。（表1）

年齢階級別では、70歳以上が9人で60.0%を占めた。（表2）

新登録患者の状況（活動性分類別 表1）

12月末現在（単位：人）

	総数	肺 結 核				肺外結核 活動性	潜在性 結 核 感 染 症 (別 掲)
		総 数	菌 検 査 結 果				
			喀痰塗 抹陽性	その他の 結核菌陽性	菌陰性 その他		
令和元年	20	16	9	7	0	4	9
令和2年	9	8	6	2	0	1	2
令和3年	19	14	10	3	1	5	9
令和4年	15	11	5	5	1	4	5
令和5年	15	9	5	2	2	6	6

新登録患者の状況（年齢階級別 表2）

12月末現在（単位：人）

	総 数	0	5	10	15	20	30	40	50	60	70
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
令和元年	20	0	0	0	0	0	2	0	3	2	13
令和2年	9	0	0	0	0	1	0	0	0	2	6
令和3年	19	0	0	0	0	1	0	0	3	0	15
令和4年	15	0	0	0	0	2	0	1	0	3	9
令和5年	15	0	0	0	0	0	0	2	2	0	11

②罹患率・有病率・死亡率

結核の罹患率・有病率・死亡率（表4）

	罹患率			有病率			死亡率		
	2年	3年	4年	2年	3年	4年	2年	3年	4年
全 国	10.1	9.2	8.2	6.8	6.2	5.4	1.5	1.5	1.4
和歌山県	11.9	9.7	10.4	7.4	6.6	6.5	1.9	1.2	1.3
管 内	7.4	15.9	12.7	5.8	9.2	7.8	2.5	1.7	0.9

※令和4年の値は暫定数となっている。

罹患率=1年間の新登録結核患者数/人口×10万

有病率=年末現在の活動性結核登録者数/人口×10万

死亡率=年間結核死亡者数/人口×10万

③管理検診・接触者健康診断

1) 管理検診

登録患者のうち医療放置、中断のために病状不明の者、また治療終了し不活動性として登録されている者のうち病状不明の者等を対象として、感染症法第53条の13に基づき病状把握及び再発防止のための6ヶ月毎の検診を実施している。

管理検診受診状況（表5）

（単位：人、％）

	対象者数	受診者数	受診率	要医療となった者
令和3年	32	32	100.0%	0
令和4年	21	21	100.0%	0
令和5年	28	28	100.0%	0

2) 接触者健康診断

感染症法第17条に基づき、患者の家族やその他の接触者を対象に胸部X線撮影やIGRA検査を実施している。

接触者健康診断受診状況（表6）

(年度)	対象者数	受診者数		結 果		
		総数	受診率	要治療	潜在性結核感染症	異常なし
令和3年	264	264	100%	0	6	258
令和4年	21	21	100%	0	1	20
令和5年	50	50	100%	0	3	47

④定期健康診断

感染症法施行令の規定に基づき、事業所(病院・診療所・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等の従事者)、学校(高等学校生徒)、施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の65歳以上の利用者)、市町(管内では全市町とも65歳以上の住民)において、結核検診が実施されている。

⑤DOTSカンファレンス(結核患者の服薬支援)

田辺保健所では、結核治療のため処方された薬剤を患者が確実に服薬できるよう支援する目的で、紀南病院の医療スタッフとの間でDOTSカンファレンスを定期的を開催している。

※平成25年度をもって南和歌山医療センターのDOTSカンファレンスは終了。

また、結核の専門病院である和歌山病院(日高郡美浜町)の毎月1回のDOTSカンファレンスにも参加している。

DOTSカンファレンス実施状況(表7)

令和5年度

	実施回数	検討事例(延べ)
紀南病院	10回	地域DOTS 44人 院内DOTS 2人
和歌山病院	12回	地域DOTS 40人 院内DOTS 1人

(3) エイズ予防対策

全国的に平成20年をピークにH I V感染者、エイズ患者は横ばい状態であるが、発症した状態で感染が判明したものの割合が約3割と高い水準になっており、重点課題として早期発見に向けた施策が平成30年1月の指針にあげられた。

田辺保健所では、青少年への正しい知識の普及を目的として、高校生を対象とした思春期講座の開催やパンフレットの配布等を行うとともに、電話・来所のエイズ相談及び匿名・無料のH I V抗体検査を実施しており、奇数月に実施していた即日検査を平成25年度から毎月実施し検査の機会の拡大に努めている。

エイズ相談・血液検査状況 () 内は即日検査件数の再掲

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
H I V相談	10件	0件	1件	2件	0件
血液検査	39件 (20件)	25件 (9件)	11件 (3件)	9件 (2件)	19件 (16件)

※即日検査はH17年度から実施

講習会開催状況

対 象	令和4年度		令和5年度	
	開催回数	人数(延べ数)	開催回数	人数(延べ数)
総 数	4	164	5	254
一 般	0	0	0	0
学校生徒	4	164	5	254
学校教師	0	0	0	0

エイズ予防イベント

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、未実施。

(4) 肝炎対策

ウイルス性肝炎(B型及びC型)は、インターフェロン等の治療を行うことで肝硬変、肝がん等の重篤な病態への進行を防ぐことが期待できる疾患となった。

しかし、医療費が高額になることから、平成20年度から「和歌山県肝炎治療特別促進事業」として医療費の助成が実施され、早期治療および継続治療が受けやすくなった。

田辺保健所管内での受給者証発行数は、以下のとおりである。

受給者証発行数

受給者証種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
C型	インターフェロン治療	0	0	0	0
	インターフェロン2回目利用	0	0	0	0
	テラプレビル治療	0	0		
	シメプレビル治療	0	0		
	パニプレビル治療	0	0		
	インターフェロンフリー治療	12	7	10	13
B型	インターフェロン治療	0	0	0	0
	核酸アナログ治療(更新含)	66	69	72	59

5. 検疫状況

国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するために、検疫法に基づき健康調査や消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置を講じている。

保健所長が行う検疫としては、検疫を受けていない外国船舶又は航空機と接触した船舶又は航空機に対して行う場合（検疫法第22条）と、検疫を受けていない外国船舶又は航空機が、緊急避難的に検疫港（空港）以外の国内の場所に着陸又は着水した時に行う場合（検疫法第23条）がある。

主に田辺市内に設置されている田辺海上保安部からの依頼で、外国から来航した船舶の監視を行うため接触した同保安部の船舶等について、検疫を実施している。

なお、平成22年度以降の検疫依頼は無い状態であるが、近畿自動車道の南部延伸等により大阪検疫所が直接対応が可能となっていることなどが考えられる。

依頼件数（過去5年間）

年 度	22条関係	23条関係	合 計
令和 元年度	0	0	0
令和 2年度	0	0	0
令和 3年度	0	0	0
令和 4年度	0	0	0
令和 5年度	0	0	0

6. 一般クリニック開設状況

一般住民を対象に、月2回健康相談の窓口を開設している。

年 度	回 数	延人数
令和5年度	24	5人

7. 臨床検査件数

保健所内におけるクリニック（一般健康診断等）や赤痢保菌者検索事業において臨床検査を行っている。検査項目及び検査数については以下のとおりである。

項		目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
細菌学的検査	腸内細菌	依頼検査	赤痢	14	0	0	0	7	
			腸管出血性大腸菌0-157	0	0	0	0	6	
			サルモネラ	0	0	0	0	7	
			腸チフス	14	0	0	0	1	
			パラチフス	14	0	0	0	0	
			小計	42	0	0	0	21	
	行政検査※	腸内細菌	行政検査※	赤痢	0	0	0	0	0
				腸管出血性大腸菌0-157	24	0	0	0	3
				腸チフス	0	0	0	0	0
				パラチフス	0	0	0	0	0
				コレラ	0	0	0	0	0
				小計	24	0	0	0	3
	合計	腸内細菌	合計	赤痢	14	0	0	0	7
				腸管出血性大腸菌0-157	24	0	0	0	9
				サルモネラ	0	0	0	0	7
				腸チフス	14	0	0	0	1
				パラチフス	14	0	0	0	0
				コレラ	0	0	0	0	0
				合計	66	0	0	0	24
	尿一般検査		尿定性	10	3	0	0	4	
	血清学的検査		HIV抗体(即日検査)	20	9	3	2	16	
生理学的検査		心電図	7	2	0	2	2		
総計			103	14	3	4	46		

※ 行政検査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の1に基づき健康診断勧告を行ったもののうち、保健所で検査を実施したもののみ計上

8. 精神保健福祉

精神保健福祉事業は、精神障害者の医療保護、社会参加促進対策とともに、地域住民の精神的健康の保持向上のための業務を実施している。

(1) 精神障害者の医療及び福祉

① 申請・通報・届出（精神保健福祉法第22～27条）

保健所への通報等に基づき、精神障害による自傷他害のおそれがあると認められた者については、精神保健福祉法第27条により、精神保健指定医による診察を実施している。

令和5年度における通報等取扱い及び診察の状況は〔表1-1〕のとおりである。

〔表1-1〕 令和5年度通報等取扱い及び診察の状況（件）

申請・通報・届出区分	通報件数	措置入院のため の診察が必要と 認められた者	診 察 結 果	
			措置該当	措置非該当
〈第22条〉 一般住民からの申請	0	0	0	0
〈第23条〉 警察官からの通報	16	10	3	3
〈第24条〉 検察官からの通報	9	7	2	0
〈第25条〉 保護観察所の長からの通報	0	0	0	0
〈第26条〉 矯正施設の長からの通報	0	0	0	0
〈第26条の2〉 精神病院の管理者からの届出	0	0	0	0
総 数	25	17	5	3

② 措置入院（精神保健福祉法第29条）

精神保健福祉法第29条に基づき、2名以上の精神保健指定医の診察により一定の要件が認められた者につき入院措置をとるものである。

令和4年度及び5年度における措置入退院者の状況は〔表1-2〕のとおりである。

③ 医療保護入院（精神保健福祉法第33条）

精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要とされた精神障害者で、家族等の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

令和4年度及び5年度の医療保護入退院者の状況は〔表1-2〕のとおりである。

〔表1-2〕 措置及び医療保護入退院状況（人）

	措置入退院状況				医療保護入退院届出状況			
	令和4年度末入院者数	令和5年度			令和4年度		令和5年度	
		入院者数	退院者数	年度末入院者数	入院届出数	退院届出数	入院届出数	退院届出数
総数	0	0	0	0	124	122	121	118
田辺市	0	3	3	0	66	63	74	65
みなべ町	0	0	0	0	8	5	5	8
白浜町	0	1	1	0	23	23	14	17
上富田町	0	0	0	0	13	15	8	8
すさみ町	0	0	0	0	6	6	5	5
管外	0	1	1	0				

④ 自立支援医療（精神通院医療）（障害者総合支援法第58条）

精神科へ通院医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、平成18年4月より障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行に伴い実施している。令和元年度から令和5年度における受給者状況は〔表1-3〕のとおりである。

〔表1-3〕 自立支援医療（精神通院医療）受給者状況（人） ※年度末受給者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
田辺市	1,422	1,560	1,539	1,563	1,639
みなべ町	207	218	212	206	209
白浜町	407	440	454	446	455
上富田町	288	315	297	308	313
すさみ町	61	69	62	64	71
管内計	2,385	2,602	2,564	2,587	2,687

⑤ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法第45条）

平成7年の精神保健福祉法改正により創設された制度であり、精神障害者に対する各種の支援策を講じることで、社会復帰と社会参加の促進を図ることを目的としている。

令和元年度から令和5年度における手帳交付状況は〔表1-4〕のとおりである。

〔表1-4〕 精神障害者保健福祉手帳交付状況（人） ※年度末所持者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	総数	総数	総数	総数	1級	2級	3級	計
田辺市	680	718	751	789	36	305	511	852
みなべ町	141	145	155	157	1	68	87	156
白浜町	199	216	221	233	5	109	123	237
上富田町	140	167	183	187	6	91	94	191
すさみ町	32	35	36	36	3	16	21	40
管内計	1,192	1,281	1,346	1,402	51	589	836	1,476

(2) こころの健康相談事業

こころの病に悩む人の増加により、嘱託医や精神保健福祉相談員、保健師による相談指導や必要に応じての訪問活動を行っている。その相談内容は、社会環境の変化に伴い、多岐にわたり複雑化している。そのために、今後はいつでも気軽に相談できる体制づくりをしていく必要がある。令和3年度から令和5年度におけるこころの健康相談実施状況は〔表2〕のとおりである。

〔表2〕 こころの健康相談実施状況 (人)

	精神科医師		保健所職員	
	総数(実)	総数(延)	総数(実)	総数(延)
令和3年度	13	13	471	890
令和4年度	2	2	366	738
令和5年度	3	3	305	730

(3) 精神障害者家族教室

平成6年度より精神障害者家族教室を実施している。地域家族会のメンバーやその他の家族に対し、正しい知識の普及や交流会を行っている。令和5年度における実施状況は〔表3〕のとおりである。

〔表3〕 令和5年度家族教室実施状況

実施月日	内容	講師	参加者
10月20日	講演 「アルコール依存症の治療とその治療について」	県立こころの医療センター 院長 森田 佳寛氏	15人
11月27日	「アルコール依存症・家族の心理」 アルコール依存症家族会による経験談	御坊保健所 精神保健福祉士 佐々木 啓太氏 きなん白梅会 会長 福田 和美氏 理事 岡畑 康榮氏	11人 11人

(4) 精神障害者社会参加促進事業

精神障害者が自立した日常生活または社会的生活を営むことができるよう地域の精神障害者福祉の増進を目的に精神保健福祉に係る普及啓発等を実施している。

令和5年度においては、支援者を対象に市町村等職員向け精神保健福祉スキルアップ研修を実施した。

令和5年度における実施状況は〔表4〕のとおりである。

〔表4〕 令和5年度社会参加促進事業実施状況

実施月日	内容	講師	参加者
12月19日	講演 「高次脳機能障害について」	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 職員	12人
	「精神疾患のある方とのかかわりから学んだこと～アウトリーチ実践を通して～」	メンタルケアステーションyui 統括マネージャー 精神保健福祉士 磯崎 朱里氏	12人

(5) ひきこもり対策

ひきこもり者本人及び家族等に対し、精神保健福祉相談員及び保健師による相談及び訪問指導を実施している。

令和元年度より国のひきこもりサポート事業を利用して管内1市4町（田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町）が共同でひきこもり者の居場所運営を実施している（委託先：認定NPO法人ハートツリー、事業所名：ひなたの森）。田辺保健所は同施設の専門家会議に出席し、助言指導を実施している。

(6) 自殺対策

田辺保健所は、白浜町を中心とした自殺対策を進めるため開催されている自殺防止対策会議に参画しており、三段壁周辺合同パトロール（田辺保健所は毎週水曜日担当）を実施している。

白浜町とNPO法人白浜レスキューネットワークが地域自殺対策強化交付金を活用し、対面型相談支援事業、人材育成事業、普及啓発事業、強化モデル事業等を実施している。

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを推進するため、自立支援協議会精神保健福祉部会等と協働し、システム構築のための協議検討を実施している。令和5年度は10月、3月に「協議の場」を開催し、システム構築の評価指標を「心のサポーター養成数」とすることを方針とした。

また、8月に住民等を対象とした心のサポーター養成講座を開催し、35名をサポーターとして養成した。

9. 難病対策

(1) 難病対策事業

① 指定難病

■ 疾患別受給者数

番号	疾病名	R6.3.31	R5.3.31	R4.3.31	R3.3.31	R2.3.31
総計	(受給者数が0人の疾患については、掲載を省略する)	1113	1080	1227	1199	988
1	球脊髄性筋萎縮症	5	5	7	5	4
2	筋萎縮性側索硬化症	7	5	16	16	12
3	脊髄性筋萎縮症	2	2	1	1	0
5	進行性核上性麻痺	12	12	17	15	10
6	パーキンソン病	196	205	228	221	200
7	大脳皮質基底核変性症	5	7	7	6	4
8	ハンチントン病	2	2	2	2	2
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	0	0	0	0
11	重症筋無力症	21	22	20	20	18
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	16	17	23	22	19
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	8	8	8	9	7
15	封入体筋炎	2	2	2	2	2
17	多系統萎縮症	9	8	11	12	10
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	22	19	24	26	20
19	ライゾゾーム病	3	3	4	4	4
21	ミトコンドリア病	1	1	2	2	1
22	もやもや病	8	8	8	8	8
23	プリオン病	1	0	0	0	0
25	進行性多巣性白質脳症	1	0	0	0	0
27	特発性基底核石灰化症	1	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	4	6	5	4	2
34	神経線維腫症	8	7	6	7	6
35	天疱瘡	5	3	5	6	5
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	1	1	1
39	中毒性表皮壊死症	1	1	1	1	1
40	高安動脈炎	3	2	3	3	3
42	結節性多発動脈炎	2	2	2	2	2
43	顕微鏡的多発血管炎	10	11	10	10	8
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	2	3	2	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	5	4	4	4
47	バージャー病	4	4	4	7	4
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	1	1	1	1
49	全身性エリテマトーデス	62	60	59	61	53
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	26	22	19	17	15
51	全身性強皮症	22	22	30	31	24
52	混合性結合組織病	5	5	7	8	7
53	シェーグレン症候群	21	21	19	17	13
54	成人スチル病	2	3	7	6	6
55	再発性多発軟骨炎	5	5	5	2	1
56	ベーチェット病	16	14	14	14	14
57	特発性拡張型心筋症	16	16	14	14	13
58	肥大型心筋症	4	4	5	5	5
60	再生不良性貧血	9	11	7	8	5
61	自己免疫性溶血性貧血	5	5	5	6	3
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	2	3	3	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	27	25	35	37	33
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	1	1	1	1
65	原発性免疫不全症候群	2	2	2	2	2
66	IgA 腎症	16	19	25	21	11
67	多発性嚢胞腎	21	17	19	19	18
68	黄色靭帯骨化症	17	11	8	7	6
69	後縦靭帯骨化症	40	42	54	54	42
70	広範脊柱管狭窄症	7	7	8	8	6
71	特発性大腿骨頭壊死症	22	26	33	27	11
72	下垂体性ADH分泌異常症	6	7	7	8	7
73	下垂体性TSH分泌亢進症	1	0	0	0	0

番号	疾病名	R6.3.31	R5.3.31	R4.3.31	R3.3.31	R2.3.31
74	下垂体性PRL分泌亢進症	3	3	4	3	3
75	クッシング病	1	1	1	1	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	2	2	2
78	下垂体前葉機能低下症	26	24	29	22	22
84	サルコイドーシス	20	20	20	16	15
85	特発性間質性肺炎	14	18	27	13	15
86	肺動脈性肺高血圧症	13	12	12	8	8
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	6	6	6	6
89	リンパ脈管筋腫症	2	1	1	1	1
90	網膜色素変性症	19	19	21	21	22
93	原発性胆汁性胆管炎	9	8	13	11	16
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1	1	0
95	自己免疫性肝炎	4	4	8	3	4
96	クローン病	31	32	36	30	29
97	潰瘍性大腸炎	137	132	143	129	129
98	好酸球性消化管疾患	1	2	4	1	2
101	腸管神経節細胞減少症	1	1	1	1	1
107	若年性特発性関節炎	1	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	9	8	9	10	11
127	前頭側頭葉変性症	0	0	0	0	1
145	ウエスト症候群	1	1	1	1	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	0	0
158	結節性硬化症	1	1	1	1	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	2	2	2	2
163	特発性後天性全身性無汗症	0	1	3	1	2
167	マルファン症候群	1	1	1	0	1
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	1	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	1
207	総動脈幹遺残症	1	1	0	0	0
210	単心室症	1	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	1	0	0	0
216	両大血管右室起始症	1	1	1	1	0
217	エプスタイン病	1	1	1	1	1
220	急速進行性糸球体腎炎	2	1	1	1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	1	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	17	13	15	11	9
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	0	0	0	0
224	紫斑病性腎炎	3	3	6	5	2
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	2	1	1	1
227	オスラー病	2	2	1	1	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	2	3	0	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	1	1	1
262	原発性高カイロミクロン血症	2	1	0	0	0
263	脳腱黄色腫症	0	0	1	1	1
266	家族性地中海熱	1	0	1	0	0
271	強直性脊椎炎	2	2	4	4	4
283	後天性赤芽球癆	1	1	2	1	0
289	クロンカイト・カナダ症候群	0	0	1	0	0
296	胆道閉鎖症	1	1	1	1	1
300	IgG4関連疾患	6	5	6	4	3
301	黄斑ジストロフィー	1	1	1	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	1	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	24	18	14	8	6
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	1	1	1	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	3	4	4	3

この制度は、下記に定義する「難病」のうち、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものを「指定難病」として厚生労働大臣が指定し、対象患者に対し医療費助成を行うものである。

- 【定義】「難病」：①発病の機構が明らかでなく
 ②治療方法が確立していない
 ③希少な疾病であって
 ④長期の療養を必要とするもの

「指定難病」：「難病」のうち、以下の要件の全てを満たすもの

- ①患者数が国内において一定の人数に達しないこと
 ②客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

昭和47年に4疾患を対象とした「特定疾患治療研究事業」としてスタートした難病対策事業は、平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、「難病法」）の施行を受け、対象疾患がそれまでの56疾患から110疾患、平成27年7月1日に306疾患、平成29年4月1日に330疾患、令和元年7月1日に333疾患、更に令和3年11月11日に338疾患、令和6年4月1日には341疾患と徐々に拡大されている。なお、従来の「特定疾患治療研究事業」の一部については今後も継続することとなっている。

管内における新規患者については、令和元年度137名、令和2年度は177名、令和3年度は151名、令和4年度は157名、令和5年度は166名（特定疾患治療研究事業の対象患者を含む）となっている。患者数については、全国的な傾向と同様に、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデスの順に多くなっている。令和5年度末における受給者数は1,115名（指定難病患者1,113名、特定疾患患者2名）である。

難病法の施行以降は、世帯（公的医療保険制度上の世帯員）の課税額（市町村民税所得割）に応じて下記のとおり自己負担額が設定されている。

■ 月額自己負担上限額

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額(外来+入院等)		
			一般	高額かつ長期	人口呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税世帯	本人年収80万円以下	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人年収80万円以上	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税額 7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税課税額 7.1万円～25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税課税額 25.1万円以上		30,000円	20,000円	
入院時の食費	-		全額自己負担		

■ 疾患別・年齢階層別受給者数

令和6年3月31日現在

番号	疾患名	管内 計/歳	0～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	75～
	全疾患(341疾患)	1113	0	3	43	79	122	178	220	128	340
1	球脊髄性筋萎縮症	5	0	0	0	0	2	1	0	0	2
2	筋萎縮性側索硬化症	7	0	0	0	0	0	2	1	0	4
3	脊髄性筋萎縮症	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
5	進行性核上性麻痺	12	0	0	0	0	0	0	0	1	11
6	パーキンソン病	196	0	0	0	0	2	10	34	35	115
7	大脳皮質基底核変性症	5	0	0	0	0	0	0	0	2	3
8	ハンチントン病	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11	重症筋無力症	21	0	1	0	0	2	7	4	3	4
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	16	0	0	0	5	0	2	5	1	3

番号	疾患名	管内 計/歳	0~	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	75~
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	8	0	0	0	0	0	3	1	0	4
15	封入体筋炎	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1
17	多系統萎縮症	9	0	0	0	0	1	1	1	3	3
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	22	0	0	0	0	1	5	7	5	4
19	ライソゾーム病	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0
21	ミトコンドリア病	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
22	もやもや病	8	0	1	0	1	2	1	0	3	0
25	進行性多巣性白質脳症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
27	特発性基底核石灰化症	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	4	0	0	0	0	0	0	1	1	2
34	神経線維腫症	8	0	0	2	3	1	2	0	0	0
35	天疱瘡	5	0	0	0	0	0	1	1	0	3
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
39	中毒性表皮壊死症	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
40	高安動脈炎	3	0	0	0	0	1	0	1	0	1
42	結節性多発動脈炎	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	10	0	0	0	0	0	1	1	3	5
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	0	0	0	1	1	0	3	1	0
47	バージャー病	4	0	0	0	0	0	2	0	1	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	0	0	0	1	0	1	0	1	0
49	全身性エリテマトーデス	62	0	0	9	5	14	11	17	1	5
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	26	0	0	0	2	2	3	7	5	7
51	全身性強皮症	22	0	0	0	1	2	1	6	3	9
52	混合性結合組織病	5	0	0	0	0	2	0	3	0	0
53	シェーグレン症候群	21	0	0	0	1	1	4	8	2	5
54	成人スチル病	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
55	再発性多発軟骨炎	5	0	0	0	0	1	1	3	0	0
56	ベーチェット病	16	0	0	2	1	3	2	3	1	4
57	特発性拡張型心筋症	16	0	0	0	1	1	3	2	6	3
58	肥大型心筋症	4	0	0	0	0	0	2	0	0	2
60	再生不良性貧血	9	0	0	0	1	0	0	2	0	6
61	自己免疫性溶血性貧血	5	0	0	0	0	0	1	0	2	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	0	0	1	0	0	0	0	1	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	27	0	0	0	2	0	2	1	3	19
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1
65	原発性免疫不全症候群	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
66	IgA 腎症	16	0	0	3	0	4	3	6	0	0
67	多発性嚢胞腎	21	0	0	0	1	9	5	4	2	0

番号	疾患名	管内 計/歳	0～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	75～
68	黄色靭帯骨化症	17	0	0	1	0	1	1	0	1	13
69	後縦靭帯骨化症	40	0	0	0	0	2	3	14	4	17
70	広範脊柱管狭窄症	7	0	0	0	0	0	0	1	1	5
71	特発性大腿骨頭壊死症	22	0	0	0	0	2	6	6	2	6
72	下垂体性ADH分泌異常症	6	0	0	0	2	0	2	0	0	2
73	下垂体性TSH分泌亢進症	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0
75	クッシング病	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
78	下垂体前葉機能低下症	26	0	0	1	1	3	7	6	4	4
84	サルコイドーシス	20	0	0	0	2	2	4	5	4	3
85	特発性間質性肺炎	14	0	0	0	0	0	1	2	3	8
86	肺動脈性肺高血圧症	13	0	0	0	3	1	1	2	0	6
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	0	0	0	0	0	0	2	1	3
89	リンパ管筋腫症	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
90	網膜色素変性症	19	0	0	0	0	3	4	5	2	5
93	原発性胆汁性胆管炎	9	0	0	0	0	0	1	4	0	4
94	原発性硬化性胆管炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
95	自己免疫性肝炎	4	0	0	0	0	0	1	2	1	0
96	クローン病	31	0	0	7	8	7	8	1	0	0
97	潰瘍性大腸炎	137	0	0	5	24	32	32	22	11	11
98	好酸球性消化管疾患	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
101	腸管神経節細胞減少症	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
107	若年性突発性関節炎	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	9	0	0	1	2	0	4	1	0	1
145	ウエスト症候群	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
158	結節性硬化症	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
167	マルファン症候群	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
207	総動脈幹遺残症	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
210	単心室症	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
216	両大血管右室起始症	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
217	エプスタイン病	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
222	一次性ネフローゼ症候群	17	0	0	2	2	1	2	3	3	4
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
224	紫斑病性腎炎	3	0	0	0	0	1	1	1	0	0
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0

番号	疾患名	管内計/歳	0～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	75～
227	オスラー病	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
266	家族性地中海熱	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
296	胆道閉鎖症	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
300	IgG4関連疾患	6	0	0	0	0	0	2	2	0	2
301	黄斑ジストロフィー	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	24	0	1	0	1	7	4	9	0	2
327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	0	0	0	0	1	1	0	1	0

受給者を年齢階級別に見ると、70代以上が42%を占めている。パーキンソン病、筋委縮性側索硬化症（ALS）、脊髄変性症の神経・筋疾患患者では受給者の約67%が70代以上となっている。特に、パーキンソン病では受給者の約76%が70代以上となっている。

②特定疾患

■ 疾患別・市町別受給者数

平成27年1月1日の難病法の施行時に特定疾患から指定難病に移行しなかった疾患については、引き続き特定疾患治療研究事業で医療費助成を行っている。国が指定している疾患は5疾患あり、また、昭和61年度より県が単独で指定している疾患は4疾患であったが、そのうちネフローゼ症候群、筋ジストロフィーについては、平成27年7月1日から指定難病に移行し、現在は2疾患が対象となっている。

番号	国/県	疾患名	対象	管内計	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	R4年度
		7疾患		2	0	0	1	1	0	6
1	国指定	スモン	入院・通院	0	0	0	0	0	0	1
2		難治性の肝炎のうち劇症肝炎	入院・通院	0	0	0	0	0	0	0
3		重症急性膵炎	入院・通院	0	0	0	0	0	0	0
4		プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)	入院・通院	0	0	0	0	0	0	0
92	県指定	橋本病	18歳以上の入院	0	0	0	0	0	0	0
95		突発性難聴	入院	2	0	0	1	1	0	5

令和6年3月31日現在

(2) 難病対策地域協議会

難病患者に対する医療等に関する法律32条に基づき、平成28年から開催している。

目的：難病患者への支援体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連携を図り、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制について協議を行う。

○田辺保健所難病対策地域協議会

令和6年2月29日開催（西牟婁総合庁舎）19人出席

- ・田辺保健所管内における難病の現状について
- ・療養生活アンケート結果報告
- ・令和5年度事業報告
- ・令和6年度事業計画
- ・その他

○田辺保健所難病対策研修会

令和6年2月3日開催（西牟婁総合庁舎）28人出席

「パーキンソン病の患者さんへの関わり～生活を支えるために～」
たぶせ在宅クリニック 医師 神崎 和紀氏

(3) 難病患者相談支援事業（医療相談・訪問相談）

①難病患者医療相談事業

難病患者や家族・関係者等を対象に、医療相談や医療講演会・交流会を実施している。難病の専門医師・理学療法士等による医療相談や講演会を開催することにより、病気についての正しい知識を深め、日常生活において病気とうまくつきあっているよう指導・助言を得ている。

また、講演会のあと交流会を同時開催することで、患者や家族等にとっては情報交換や相互理解の場となり、精神的不安を少しでも和らげられるよう努めている。

令和5年度は、作業療法士によるコミュニケーションツール等の個別相談を実施。

実施年月日	内容	参加者数
第1回 令和5年8月17日	『パーキンソン病の最新の治療と日常生活の工夫について』 和歌山県立医科大学 脳神経内科 宮本 勝一 准教授	23名
第2回 令和5年11月9日	『いのちを生きることと生きること～上手にリラックスしましょう～』 高野山大学文学部密教学科 森崎 雅好 教授/臨床心理士	19名

②難病患者訪問相談事業・健康相談（来所・電話）

保健師による訪問指導や相談を随時実施している。

10. 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者に対する施策は、従来「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の2法に基づき行われてきたが、平成7年7月1日からは、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が施行され、高齢化が進んでいる被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護対策が講じられることになった。

(1) 定期健康診断の実施

被爆者は、原子爆弾の被爆後79年経過した今日、健康上特別な状態に加え、加齢のためさらに健康上不安な状況にある。

被爆者健康診断は管内2カ所の委託病院において年2回、がん検査は年1回実施している。また被爆二世健康診断も実施している。

平素の健康管理については、各自で主治医を持ち健康管理に努めている方が多く、被爆者一般疾病医療機関においては各種医療保険の一部負担金を支払うことなく医療を受けることができる。

一般検査及び希望検査

区分	対象者数	健康診断									
		第1回					第2回				
		受診者数	受診率	結果			受診者数	受診率	結果		
				要精検	要観察	異常なし			要精検	要観察	異常なし
令和元年度	20	3	15.0%	1	1	1	1	5.0%	0	0	1
令和2年度	14	2	14.3%	0	0	2	2	14.3%	1	1	0
令和3年度	13	3	23.1%	0	0	3	0		0	0	0
令和4年度	13	5	38.5%	0	4	1	1	7.7%	1	0	0
令和5年度	10	3	30.0%	1	1	1	0		0	0	0

※ 対象者：年度当初の総数

死亡者：平成30年度中0名、令和元年度中3名、令和2年度中3名、令和3年度中1名、令和4年度中2名、令和5年度中1名。

がん検査

区分	検診内容						
	胃	肺	子宮	乳	骨髄腫	大腸	合計
令和元年度	3	2	1	1	1	2	10
令和2年度	3	1	1	1	1	2	9
令和3年度	3	1	1	1	0	2	8
令和4年度	1	1	1	2	1	2	8
令和5年度	1	0	1	1	0	1	4

委託医療機関：紀南病院・白浜はまゆう病院

(2) 手当の支給

被爆者健康手帳を所持している被爆者のうち、原子爆弾の障害作用の影響を受け今なお特別の状態にある者や、それにより介護をする人を雇っている者に対して各種手当が支給されている。また、被爆者が死亡した場合に葬祭を行った方に対し、葬祭料が支給されている。

各種手当の状況

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	健康管理手当	介護手当	葬祭料	健康管理手当	介護手当	葬祭料	健康管理手当	介護手当	葬祭料
管内計	11	0	2	12	0	0	9	0	2
田辺市	4	0	2	4	0	0	2	0	1
みなべ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白浜町	5	0	0	6	0	0	6	0	1
上富田町	2	0	0	2	0	0	1	0	0
すさみ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 介護保険利用者への助成

平成15年度より、被爆者の方が介護保険（福祉系サービス）を利用した際の自己負担について助成を実施している（養護老人ホーム等の入所費については償還払）。

訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルパーの利用）については、低所得者に限り助成を受けることができる（訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証を交付）。

訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の交付件数

	管内計	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	2	0	0	1	1	0
令和4年度	2	0	0	1	1	0
令和5年度	2	0	0	1	1	0

11. 成人・老人保健対策

昭和58年2月に施行された「老人保健法」は、平成20年度に開始された医療制度改革において、「高齢者の医療の確保に関する法律」となった。生活習慣病の予防は、健康の確保とともに、治療に要する医療費の減少にも資することとなり、医療保険者には、40～74歳の被保険者・被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、75歳以上の者については、後期高齢者医療広域連合に健康診査を実施する努力義務が課された。そして、従来の老人保健事業のうち、医療保険者が実施することとなった事業以外は、市町村において「健康増進法」に基づき実施されることとなり、がん検診についても「健康増進法」に基づく事業として位置づけられるようになっている。

(1) 特定健康診査・特定保健指導(市町国保実施分)

令和4年度特定健康診査・特定保健指導実施状況

市町村 保険者名	特定健康診査					特定保健指導				
	R4年度			R3年度 受診率 (%)	R2年度 受診率 (%)	R4年度			R3年度 受診率 (%)	R2年度 受診率 (%)
	対象者数	受診者数	受診率 (%)			対象者数	終了者数	実施率 (%)		
和歌山県	157,831	58,143	36.8	35.4	31.8	6,209	1,733	27.9	20.3	19.7
管内計	24,214	8,698	35.9	33.9	28.8	975	195	20.0	18.3	29.9
田辺市	13,934	4,325	31.0	30.0	25	461	89	19.3	14.6	23.5
みなべ町	2,984	1,533	51.4	50.9	42	141	30	21.3	35.4	39.5
白浜町	3,891	1,420	36.5	32.9	28.5	166	36	21.7	16.7	14.7
上富田町	2,584	1,051	40.7	34	30.2	159	21	13.2	18.6	17.6
すさみ町	821	369	44.9	44.2	41.6	48	19	39.6	10.4	17.4

(出典：令和4年度 市町村国保法定報告速報値)

(2) がん検診受診率

平成19年に、がん対策基本法が施行され、国の「がん対策推進基本計画」が策定された。和歌山県においても、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とした「第3次和歌山県がん対策推進計画」が策定され、1. がんの75歳未満年齢調整死亡率の低下、2. 科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実、3. 患者本位のがん医療の実現、4. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築の4つを目標に設定し、がん対策に必要な施策の方向性を示している。

令和4年度 がん検診受診率（69歳以下）

	胃がん			肺がん			大腸がん		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
全国	32,396,975	2,222,414	6.9	50,006,746	2,999,743	6.0	50,009,634	3,462,736	6.9
和歌山県	250,016	26,339	10.5	368,012	31,765	8.6	368,010	32,315	8.8
管内計	33,770	4,247	12.6	49,420	5,671	11.5	49,420	6,264	12.7
田辺市	19,512	2,281	11.7	28,639	2,215	7.7	28,639	2,777	9.7
みなべ町	3,305	609	18.4	4,899	1,421	29.0	4,899	1,375	28.1
白浜町	5,707	726	12.7	8,086	813	10.1	8,086	983	12.2
上富田町	4,198	440	10.5	6,444	946	14.7	6,444	844	13.1
すさみ町	1,048	191	18.2	1,352	276	20.4	1,352	285	21.1

	子宮頸がん			乳がん		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
全国	37,792,382	5,994,490	15.8	24,909,657	4,006,702	16.2
和歌山県	271,612	51,836	19.1	189,221	32,950	17.4
管内計	34,899	7,373	21.1	25,083	4,638	18.5
田辺市	20,442	4,147	20.3	14,640	2,402	16.4
みなべ町	3,480	1,031	29.6	2,492	825	33.1
白浜町	5,590	1,084	19.4	4,009	687	17.1
上富田町	4,536	910	20.1	3,284	538	16.4
すさみ町	851	201	23.6	658	186	28.3

注) 胃がん、子宮頸がん及び乳がんの受診者数

(当該年度受診者数) + (前年度受診者数) - (2年連続受診者数)

(出典：令和4年度地域保健・健康増進事業報告)

(3) 歯科保健

歯と口の健康週間事業

毎年6月4日から6月10日までの「歯と口の健康週間事業」を機会に、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発及び歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図るため、例年主に次の事業を期間中に実施している。

但し、令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業は全て中止となっている。

【主な実施事業】

- ・ 田辺西牟婁歯科保健フォーラム
- ・ よい歯のおとしより大集合
- ・ 歯と歯肉の健康フェスティバル
- ・ 和歌山県家族でよい歯のコンクール

12. 健康推進対策

(1) 健康づくり

少子高齢社会において、地域住民の健康保持・増進を図るために、健康寿命の延伸、生活の質の向上、生活習慣病の改善（一次予防）に重点を置き、住民が主体的に健康づくりに取り組むための運動を総合的に推進している。

①「健康日本21（第二次）地方計画」の策定

21世紀における県民の健康づくり運動を推進するため、「健康日本21（第二次）」地域版として、管内では以下の市町が地方計画を策定済みである。

田辺市、上富田町

②健康長寿のための地域・職域連携推進事業

市町、事業所、医療関係者等が情報を共有し地域の資源を活かした健康づくりに取り組んでいる。地域保健と職域保健の広域的な連携により地域の健康課題の明確化、生涯を通じた継続的な健康管理の支援体制を整備することで、健康の保持増進を図ることを目的としている。

令和5年度実績

事業		実施日	参加者 出席者(人)	内容
田辺地域・職域連携推進協議会		令和5年6月13日	26	令和4年度事業報告について 令和5年度事業計画(案) 各機関における健康づくりの取組紹介 要綱改正について
健康推進員養成事業	養成講座	令和5年9月15日	6	健康日本21について 和歌山県・田辺圏域の健康課題について グループワーク
		令和5年12月14日	6	和歌山県・圏域の健康課題について グループワーク
		令和6年2月14日	6	圏域の健康課題について 田辺市の健康課題・健康増進計画について グループワーク
		令和6年2月20日		生活習慣病について アンチエイジングのための身体活動
	フォローアップ研修 ※養成講座と同時開催	令和6年2月14日	10	圏域の健康課題について 田辺市の健康課題・健康増進計画について グループワーク
		令和6年2月20日	15	生活習慣病について アンチエイジングのための身体活動
地域保健・職域保健 連携事業	メンタルヘルスセミナー	令和6年3月1日	31	心理的安全性を高める職場づくり
	出前講座	令和5年6月14日	15	健康管理のポイント
	管内市町村健康課題分析検討会	令和5年6月～9月		働く世代の健康づくりを推進するため、事業所での健康づくりに関するアンケート調査及び聞き取り調査を実施し、現状の把握、分析を行った。
小中高から始める 生活習慣病予防出張講座	上南部中学校	令和6年1月31日	29	喫煙・薬物乱用防止教室
	南部高等学校	令和6年3月6日	187	喫煙防止教室
企業内健康推進員養成事業		令和6年3月1日	31	職場の健康づくりに関する調査結果について

③喫煙対策

喫煙の健康に及ぼす影響は大きいことが知られており、生活習慣病を予防するうえで喫煙対策は重要である。さらに、平成 30 年 7 月に成立した改正健康増進法により、学校・病院等には敷地内禁煙（令和元年 7 月 1 日施行）が、飲食店・職場等には原則屋内禁煙（令和 2 年 4 月 1 日施行）が義務付けられた。喫煙による健康への悪影響についての啓発を実施するとともに、受動喫煙防止の取り組みについても周知啓発している。

④食生活改善推進協議会

1) 令和 5 年度食生活改善推進員会員数（人）

田辺支部	龍神支部	中辺路支部	大塔支部	本宮支部	みなべ町	すさみ町	合計
12	10	8	23	15	24	11	103

2) 協議会活動

保健所単位での研修会や広域的な活動の打ち合わせ会の実施、各地区単位で住民への食生活改善の普及啓発や健診事後指導、健康まつりなどの地域事業への参加、協力を行っている。

〈講習会〉食育

〈啓 発〉生涯骨太クッキング、全世代に広げよう！健康長寿プロジェクト、
男性のための料理教室、おやこの食育教室、地域・職域おやこ食育教室
郷土・伝統料理教室

管内市町協議会活動状況集計

令和 5 年度

こどもの健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		総 数	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
67	272	124	215	233	598	63	323	487	1,408

人数は延べ数

(2) 栄養

①栄養指導等の実施状況

健康増進法に基づき、住民の健康の保持増進を図るため、運動、休養、禁煙について指導を行っている。また、適切な指導を行えるよう、栄養士等を対象として研修を行っている。

・個別指導(健康長寿のための地域・職域連携推進事業、喫煙対策の再掲) 令和 5 年度
実施なし

・集団指導(健康長寿のための地域・職域連携推進事業、喫煙対策の再掲) 令和 5 年度

	栄養指導			運動指導		休養指導	禁煙指導
	病態別(再掲)	訪問(再掲)		病態別(再掲)			
乳幼児	0	0	0	0	0	0	0
20 歳未満	0	0	0	0	0	0	216
20 歳以上	15	0	0	0	0	0	0

・ 栄養士等を対象とした研修 令和5年度

内容	参加者(人)
給食施設における衛生管理について	50

② 免許関係 令和5年度

	管理栄養士	栄養士
免許申請	4	4
書換訂正交付申請	7	10
再交付申請	0	2
証明	0	0

③ 特定給食施設等の指導

○ 施設数及び管理栄養士・栄養士配置状況

・ 1回300食以上又は1日750食以上の給食施設（施設数合計7） 令和5年度

施設分類	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
管内計	3	3	1	2	1	3	3	0
学校	3	3	1	2	1	3	3	0
病院	0	0	0	0	0	0	0	0

・ 1回100食以上又は1日250食以上の給食施設（施設数合計46） 令和5年度

施設分類	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
管内計	12	13	11	27	16	12	13	11
学校	5	5	0	0	0	3	3	1
病院	1	2	6	21	11	0	0	0
介護老人保健施設	1	1	3	4	3	1	1	0
老人福祉施設	4	4	1	1	1	1	1	0
児童福祉施設	0	0	1	1	1	6	6	8
社会福祉施設	0	0	0	0	0	1	2	0
事業所	1	1	0	0	0	0	0	2

・ 1回100食未満又は1日250食未満の給食施設（施設数合計101） 令和5年度

施設分類	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
管内計	15	17	4	4	4	19	19	63
学校	4	4	0	0	0	0	0	9
病院	2	2	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	1	1	0
老人福祉施設	5	7	1	1	1	10	10	21
児童福祉施設	0	0	0	0	0	5	5	13
社会福祉施設	4	4	3	3	3	3	3	11
事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	7
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	1

○指導数（個別指導及び集団指導）

健康増進法に基づき、給食施設の調査、指導を行っている。また、栄養管理報告時（1回／年）、施設開設時等必要に応じ指導している。

- | | |
|---------------------|--------|
| ・令和5年度栄養管理報告書 提出施設数 | 39 施設 |
| ・令和5年度個別指導 | 154 施設 |

13. 母子保健対策

(1) 低出生体重児の状況

令和4年の低出生体重児数は66人で、管内の全出生数691人に占める割合は約9.6%であった。令和元年の割合は約8.8%であり増加傾向にある。

	出生数	出生体重別				計
		999g以下	1000～1499g	1500～1999g	2000～2500g未満	
令和元年	713	2	3	7	51	63
令和2年	733	2	2	8	57	69
令和3年	697	4	2	12	55	73
令和4年	691	5	1	9	51	66

(出典：人口動態統計)

(2) 医療対策

①育成医療

自立支援医療制度に基づく身体に障害のある児童に対する医療給付で、手術を行うことにより確実なる治療効果が期待しうる者に対して行われる。

②養育医療

母子保健法第20条に基づく未熟児（出生時体重2,000g以下の未熟児等）に対する医療給付で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた者に対して行われる。申請窓口は市町村である。

③療育医療

児童福祉法第21条に基づく骨関節結核、その他の結核にかかっている児童に対し、指定医療機関（県内では国立病院機構和歌山病院）に入院させて、医療の給付を行い、また学習に必要な学習用品及び生活に必要な日用品費を支給する。

(3) 乳幼児発達相談指導事業

平成9年に母子保健事業が市町村に移譲され、保健所は主に乳幼児の二次健診を担う形で、身体的、精神的な発達に遅れの見られる乳幼児を対象に、専門家による相談事業を平成9年度から実施している。平成29年度からは、言語面に特化した「ことばの相談」も実施している。

養育者の不安を和らげ、積極的に育児に取り組むことにより健全な発達支援をするとともに、地域の関係機関等と連携をとりながら、乳幼児に対するきめ細やかなケア・フォロー体制をつくることを目的としている。

①発達相談

対 象：乳幼児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等により、スクリーニングされた身体的又は精神的な発達に問題のある幼児のうち、発達指導の必要な児

内 容：医療相談、発達相談、生活指導

スタッフ：臨床心理士（発達相談員）、保健師

令和5年度

区分	総数	言語面の遅れ	精神面の遅れ	身体面の遅れ	その他	経過観察不要	経過観察	医療機関紹介
管内計	8	4	7	4	—	—	7	1
田辺市	—	—	—	—	—	—	—	—
みなべ町	—	—	—	—	—	—	—	—
白浜町	8	4	7	4	—	—	7	1
上富田町	—	—	—	—	—	—	—	—
すさみ町	—	—	—	—	—	—	—	—

②ことばの相談

対象：乳幼児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等により、スクリーニングされた言語面の発達に問題のある幼児のうち、相談指導の必要な児
 内容：医療相談、発達相談、生活指導
 スタッフ：言語聴覚士、保健師

令和5年度

区分	総数	言語面の遅れ	精神面の遅れ	身体面の遅れ	その他	経過観察不要	経過観察	医療機関紹介
管内計	24	24	1	—	—	—	19	5
田辺市	19	19	1	—	—	—	15	4
みなべ町	1	1	—	—	—	—	1	—
白浜町	4	4	—	—	—	—	3	1
上富田町	—	—	—	—	—	—	—	—
すさみ町	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 思春期保健事業

生命の尊厳や思いやりの心を育てるとともに性に関する正しい知識の普及を目的に、平成2年度から乳児健診体験学習において思春期健康教育を開始し、管内の高等学校で思春期講座や思春期ピア・エデュケーション事業を実施している。

①思春期ピア・エデュケーション事業

令和5年度

実施場所	人数	内 容	スタッフ
南部高等学校 龍神分校	7名	講義 思春期の男女の身体と心について (性感染症等) 及びグループワーク	保健師
田辺高等学校 (3年生一部)	40名	講義 思春期の男女の身体と心について (性感染症等) 及びグループワーク	保健師
南紀高等学校	昼間:88名 夜間:24名	講義 思春期の男女の身体と心について (性感染症等) 及びグループワーク	保健師
南部高等学校	95名	講義 思春期の男女の身体と心について (性感染症等) 及びグループワーク	保健師

②思春期保健連絡会議

管内高校の養護教諭と連携し検討会を開いている。

令和5年度

実施日	実施場所	参加者	実施内容
令和6年 2月28日	田辺保健所	養護教諭 7人 保健所保健師 4人	思春期保健事業の報告、意見交換

※令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止。

(5) 母と子の健康づくり運動協議会事業

各市町では市町長の委嘱を受けた母子保健推進員が母と子の健康を願い、地域住民と行政とのパイプ役として活動を続けている。母と子の健康づくり運動協議会田辺支部は、各市町の母子保健推進員会長等で構成され、会員の研修や母子保健の啓発等を行っている。

①母と子の健康づくり運動協議会田辺支部会員数

令和5年度

市町名	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
会員数(人)	67	24	33	18	11	153

②田辺支部研修会

令和5年度

実施年月日	場 所	内 容	参加人員
令和5年 12月4日	西牟婁総合庁舎	行政説明「母子保健の概況」 田辺保健所保健課 母子保健担当 講演「産後ケアの現場から見えること」 ちひろ助産院 院長 太平 昌子氏	母子保健推進員 33名 保健師 10名 助産師 4名 その他 4名 合計 51名

(6) 不妊治療対策

子どもを欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれず、不妊に悩み、実際に不妊治療を受けている夫婦が増加している。不妊治療は身体的・精神的・経済的負担が大きいことから、不妊に関する相談窓口を開設し、特定不妊治療費の一部を助成することにより、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

①不妊専門相談事業

目的：不妊で悩んでいる方々が気軽に相談できる不妊専門相談窓口を開設して不妊に関する情報提供や医学的な相談・心の悩みの相談等を実施し、相談者の自己決定を支援する。

対象：不妊で悩む夫婦等

内容：このとり相談(平成16年7月26日～窓口開設)

- ・専門医師による面接相談・・・事前予約必要
- ・保健師等による電話相談・・・月～金9:00～17:45（担当不在時は折り返し連絡する）

このとり相談

令和5年度

相談件数	電話相談	延 10件						
	面接相談	延 0件						
	メール相談	延 1件						
	計	延 11件						
相談利用者数	電話相談利用者数		10代まで	20代	30代	40代以上	不明	計
		女	0	1	2	0	6	9
	男	0	0	0	0	1	1	
	面接相談利用者数	女	0	0	1	0	1	2
		男	0	0	0	0	0	0
	メール相談利用者数	女	0	0	1	0	0	1
男		0	0	0	0	0	0	
相談内容			電 話		面 接		メー ル	
	I 不妊の原因		1		0		0	
	II 不妊症の検査・治療		0		0		1	
	III 医療機関の情報		0		0		0	
	IV 主治医や医療機関への不満		0		0		0	
	V 世間の偏見や無理解への不満		0		0		0	
	VI 家族に関すること		0		0		0	
	VII 費用や助成制度について		9		0		0	
VIII その他		0		0		0		
その他	医療機関への紹介件数	0件						

※メール相談の回答は、岩出・湯浅・田辺保健所の3保健所にて交替で受けている。

※相談内容欄は重複記入

②生殖補助医療先進医療費助成事業

生殖補助医療(保険適用)と併用して実施した先進医療に要した費用の一部を助成する。助成内容は1回の治療につき、先進医療に要した費用(自己負担)の7割(上限10万円)である。本制度は令和5年4月から開始した。

年度	申請件数	備 考
令和5年度	7件	

※平成16年8月から開始した特定不妊治療費助成事業は、特定不妊治療の保険適用に伴い、令和4年度にて助成終了。

③不育症検査費助成

先進医療に位置付けられた不育症検査を対象に、検査に要する費用の一部を助成する。助成内容は1回の検査につき、検査に係る費用の7割（上限6万円）である。対象の検査は「流死産検体を用いた遺伝子検査」となっている。

年度	申請件数	備 考
令和3年度	0件	対象の検査は「流産検体を用いた染色体検査」
令和4年度	0件	対象の検査は「流死産検体を用いた遺伝子検査」
令和5年度	0件	対象の検査は「流死産検体を用いた遺伝子検査」

(7) 子どもの事故予防対策事業

「不慮の事故」は常に乳幼児の死亡原因の上位にあり、これらの事故の多くは子どもの発達段階との関係が深く、保護者や周囲の人々の的確な判断・対応により「予防が可能である」と考えられている。

このことから、乳幼児の保護者に事故予防対策の意識を浸透させ、事故発生時に即座に対応できる能力を習得できるようにするため、講習会を開催した。

令和5年度

実施年月日	場 所	内 容	参加人員
令和5年 10月26日	みなべ町 ふれ愛センター	講義 「子どもの事故の現状と事故予防について」 田辺保健所 保健師	14組

(8) 母子保健連携会議

母子保健法の改正により平成29年4月から市区町村への「子育て世代包括支援センター（法律における名称「母子健康包括支援センター」）」の設置が努力義務とされたのを契機に、管内母子保健事業の協議の場として市町の母子保健担当保健師等との会議を年2回程度開催している。

令和5年度

実施年月日	場 所	内 容	参加人員
令和5年 10月26日	西牟婁総合庁舎	・母子保健事業について ・子育て世代包括支援センターの運営状況について ・意見交換	5市町 12名 保健所 2名 県庁 1名 合計 15名
令和6年 1月17日	西牟婁総合庁舎	・講演「こども家庭センターの設置に向けて 母子保健ができること」 南紀医療福祉センター 柳川敏彦院長 ・意見交換	医師 1名 5市町 8名 保健所 2名 合計 11名

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止。

※令和4年度は会議開催に代えて3月に各市町の個別ヒアリングを実施。

(9) 管内母子保健関係資料

(出典：令和5年度母子保健事業実施報告)

①妊娠届出

市町村名	妊娠届出数	令和5年度										不詳
		満11週以内		満12～19週		満20～27週		満28週以降分娩まで		分娩後		
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	
田辺市	335	328	97.9%	3	0.9%	2	0.6%	0	0.0%	2	0.6%	0
みなべ町	41	39	95.1%	2	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
白浜町	74	72	97.3%	1	1.4%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0
上富田町	111	108	97.3%	2	1.8%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0
すさみ町	10	9	90.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
計	571	556	97.4%	9	1.6%	4	0.7%	0	0.0%	2	0.4%	0

②妊婦一般健康診査

(初回)

市町村名	受診票	受診者数	受診率	令和5年度												
				血色素		尿蛋白			尿糖			梅反	TPHA	HBs	HCV	血压
				10.0以下	10.1～11.9	+	2+	3+	+	2+	3+	+	+	+	+	140以上
田辺市	335	325	97.0%	5	67	26	3	0	6	4	1	0	0	0	0	3
みなべ町	41	39	95.1%	1	7	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
白浜町	74	73	98.6%	2	11	3	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
上富田町	111	106	95.5%	1	22	9	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0
すさみ町	10	9	90.0%	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	571	552	96.7%	9	109	46	5	0	10	6	1	0	1	0	0	3

(第5回) 24週前後用受診票

令和5年度

市町村名	受診票	受診者数	受診率	令和5年度									血压 140以上
				血色素		尿蛋白			尿糖				
				10.0以下	10.1～11.9	+	2+	3+	+	2+	3+		
田辺市	335	318	94.9%	38	221	23	2	0	5	4	0	0	
みなべ町	41	51	124.4%	0	37	1	0	0	0	0	0	0	
白浜町	79	66	83.5%	2	54	5	1	0	0	0	0	0	
上富田町	111	120	108.1%	13	81	7	0	0	1	1	0	1	
すさみ町	7	8	114.3%	0	8	1	0	0	0	0	0	0	
計	573	563	98.3%	53	401	37	3	0	6	5	0	1	

(第8回) 30週前後用受診票

令和5年度

市町村名	受診票	受診者数	受診率	令和5年度											HTLV-1精密検査 HTLV-1+	血压 140以上	
				血色素		尿蛋白			尿糖			HTLV-1精密検査					
				10.0以下	10.1～11.9	+	2+	3+	+	2+	3+	陽性者	判定保留者	陰性者			不明
田辺市	336	306	91.1%	30	228	32	2	0	8	2	3	0	0	0	0	0	2
みなべ町	41	50	122.0%	3	43	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
白浜町	79	61	77.2%	7	49	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
上富田町	111	111	100.0%	12	81	11	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0
すさみ町	6	7	116.7%	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	573	535	93.4%	52	408	49	2	0	14	11	3	0	0	0	0	0	2

③乳幼児健康診査

令和5年度

市町村名	対象者	受診者数	受診率	異常なし	健康管理上注意すべき者																							
					発達遅滞			発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患		小児慢性特定疾患	泌尿器疾患	その他	計			
					精神面	身体面	言語面													アトピー	その他							
4か月児	田辺市	323	311	96.3%	231	0	16	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	43	0	1	19	91
	みなべ町	39	39	100.0%	38	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	白浜町	74	74	100.0%	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	
	上富田町	115	115	100.0%	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	0	32	58
	すさみ町	13	13	100.0%	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
計	564	552	97.9%	399	0	16	0	0	0	0	2	7	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4	68	0	1	62	163	
10か月児	みなべ町	48	48	100.0%	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	白浜町	95	94	98.9%	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26
	上富田町	122	122	100.0%	60	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	48	63	
	すさみ町	16	16	100.0%	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	4	
	計	281	280	99.6%	182	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	1	2	77	96	
1歳6か月児	田辺市	392	388	99.0%	275	8	11	12	0	0	6	1	7	1	1	0	0	2	2	0	7	29	1	4	33	125		
	みなべ町	58	58	100.0%	46	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	12		
	白浜町	93	91	97.8%	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60	
	上富田町	132	132	100.0%	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	19	22		
	すさみ町	14	14	100.0%	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
計	689	683	99.1%	472	8	13	17	0	0	6	1	7	1	1	0	0	3	2	1	8	32	1	4	116	221			
3歳児	田辺市	419	409	97.6%	192	30	10	3	16	0	4	0	8	0	0	0	97	95	1	10	28	0	0	0	36	338		
	みなべ町	72	72	100.0%	39	1	0	2	5	0	0	0	1	0	0	0	1	9	2	1	0	1	0	0	12	35		
	白浜町	88	87	98.9%	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	31		
	上富田町	132	128	97.0%	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	97		
	すさみ町	15	14	93.3%	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	726	710	97.8%	314	31	10	6	21	0	4	0	9	0	0	0	98	104	3	11	28	1	0	0	176	502			

④歯科健康診査

(1歳6か月児歯科健康診査)

令和5年度

市町村名	対象者数	受診者数	受診率	むし歯のある者				軟組織異常のある者	咬合異常のある者	その他異常のある者
				A型	B型	C型	計			
田辺市	392	388	99.0%	3	0	0	3	28	28	1
みなべ町	58	58	100.0%	1	0	0	1	1	11	1
白浜町	93	91	97.8%	1	0	0	1	0	5	0
上富田町	132	132	100.0%	0	1	0	1	9	9	0
すさみ町	14	14	100.0%	0	0	0	0	0	3	0
計	689	683	99.1%	5	1	0	6	38	56	2

(3歳児歯科健康診査)

令和5年度

市町村名	対象者数	受診者数	受診率	むし歯のある者				軟組織異常のある者	咬合異常のある者	その他異常のある者	
				A型	B型	C1型	C2型				
田辺市	419	406	96.9%	25	7	0	0	32	11	37	0
みなべ町	72	72	100.0%	8	1	1	2	12	6	13	0
白浜町	88	87	98.9%	8	3	0	0	11	0	9	0
上富田町	130	126	96.9%	9	3	0	1	13	7	8	0
すさみ町	15	14	93.3%	0	0	0	0	0	0	7	0
計	724	705	97.4%	50	14	1	3	68	24	74	0

14. 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成している。

対象年齢は18歳未満の児童(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満まで延長)であり、令和3年11月1日より対象疾患群は16疾患群(788疾患)となっている。

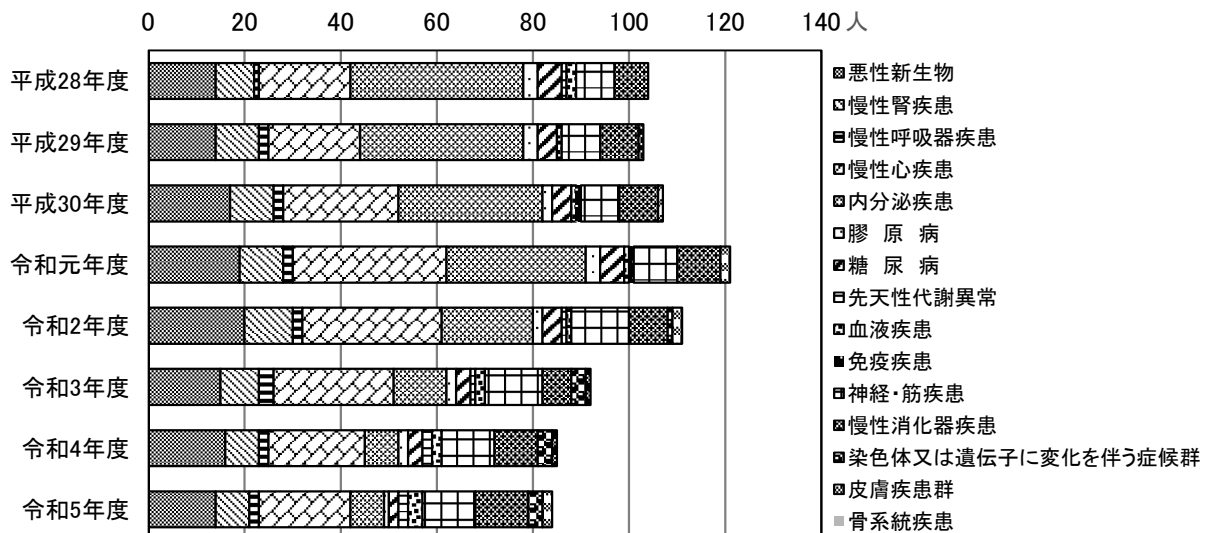
市町別疾患別患者数

令和6年3月31日現在

疾患名	市町名	認定患者数						令和4年度
		管内計	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	
総数		84	51	9	12	11	1	85
悪性新生物		14	10	1	0	2	1	16
慢性腎疾患		7	2	0	5	0	0	7
慢性呼吸器疾患		2	1	1	0	0	0	2
慢性心疾患		19	12	2	2	3	0	20
内分泌疾患		7	3	0	0	4	0	7
膠原病		1	0	1	0	0	0	2
糖尿病		2	2	0	0	0	0	3
先天性代謝異常		2	1	1	0	0	0	2
血液疾患		3	2	0	0	1	0	2
免疫疾患		0	0	0	0	0	0	0
神経・筋疾患		11	8	0	3	0	0	11
慢性消化器疾患		11	7	2	1	1	0	9
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		3	3	0	0	0	0	3
皮膚疾患		2	0	1	1	0	0	1
骨系統疾患		0	0	0	0	0	0	0
脈管系疾患		0	0	0	0	0	0	0

※複数疾病の人は主疾病で計上

年度別疾患別患者数



15. 地域看護実習、公衆栄養学臨地実習等の実習指導

(1) 地域看護実習

地域住民の健康上の問題点や環境について理解を深め、各種事業への参加を通して、健康づくりの実際や保健所と市町の役割を認識できるよう指導に努めている。

看護師等学校養成施設学生

学校名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
熊野高等学校 専攻科	30	3	0	0	11	2	14	2	21	3
紀南看護専門学校	29	3	39	4	21	2	39	4	34	4
東京医療保健大学 和歌山看護学部					4	1	4	1	2	1

※実習回数1回の期間は、熊野高等学校専攻科と紀南看護専門学校は1週間(5日)、東京医療保健大学和歌山看護学部は前期1週間(4日)及び後期3週間(14日)だが、令和2~4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況により受入の中止又は期間短縮をした実習がある。

(2) 公衆栄養学臨地実習

社会のニーズに対応した資質の高い管理栄養士等の養成を図るため、公衆栄養学における実践活動の場である保健所等での実習を通じて、公衆衛生をはじめとする健康づくり・栄養行政の概要等を習得させる。

管理栄養士養成施設学生

平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
4	1	0	0	2	1	1	1	3	1	0	0	4	1

※実習回数1回の期間は5日間

16. 保健師活動状況

保健師は、総務福祉課と保健課に配置され、業務分担と地区分担を併用して活動している。地域住民が健康でいきいきと、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、健康の保持・増進や疾病予防を推進するための専門性の高い保健福祉サービスを提供している。市町の保健師とは業務を分担し、連携しながら保健計画に基づき活動している。

(1) 管内保健師就業状況

(令和5年4月1日現在)

保健所	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	計
9	33	8	12	10	6	78

(出典：令和5年度 保健師配置状況 和歌山県医務課調べ)

(2) 地域保健推進事業・管内保健師等研修会

地域保健の課題に的確に対応するため、地域保健関係職員の人材育成を図り、地域保健活動対策を効果的に推進することを目的として、研修会を実施している。

実施年月日	場所	内容	参加人員
平成5年 12月25日	西牟婁振興局 大会議室	講演 「地域保健活動と保健師の 計画及び評価について」 講師 藍野大学保健学部看護学科 山田和子 特任教授	保健師 27名

(3) 所内保健師活動検討会

健康課題の解決に向けた効果的な保健活動の実践のために、保健所保健師としてともに学び、協議する場として、月1回程度検討会を開催している。

内 容	回数
保健師活動の現状と課題に関する意見交換、事例検討会等	12回

V 衛生環境課

V 衛生環境課

衛生環境課の業務

衛生環境課の業務は、食品衛生、薬事、水道、生活衛生、狂犬病予防、動物愛護管理、公害防止や廃棄物処理等の生活環境保全、自然公園や鳥獣保護等の自然環境保全の業務に大別される。

特に、次の事項を重点事業として取り組んでいる。

- 食品に起因する健康被害の未然防止のための監視指導及び啓発活動
- 旅館及び公衆浴場におけるレジオネラ感染症対策の徹底の指導
- 工場、事業所、建設業者等に対する廃棄物の適正処理及びリサイクル推進の指導
- 二級河川古川の水質改善推進のため生活排水及び事業所排水の適正処理の指導

1. 食品衛生

和歌山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び衛生教育を実施し、食中毒の未然防止はもとより不良食品の排除に努めた。

また、当管内には白浜温泉、龍神温泉、本宮温泉郷及び世界遺産である熊野古道があり、行楽シーズンには多くの観光客が訪れることから、食品衛生一斉監視等を実施することにより食中毒予防対策を行った。

食品表示関連では、適正な食品表示の確認を目的として、量販店や産直市場、土産物販売業者を中心に、食品衛生監視指導と併せて食品表示の監視指導を重点的に行った。

(1) 許可を要する食品営業

食品衛生法に基づく許可を要する食品営業の施設数、新規・継続の許可件数、監視指導状況は表-1 のとおりである。特に、法改正で新設された業種を中心に監視を行った。

令和5年度 表-1

	営業施設数 (年度末現在)	許可件数(年度中)		廃業件数 (年度中)	監視件数 (年度中)
		継続	新規		
飲食店営業	2,225	0	369	352	1,306
菓子製造業	368	0	64	59	275
乳処理業	1	0	0	0	1
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0
乳製品製造業	3	0	0	1	6
集乳業	0	0	0	0	0
魚介類販売業	176	0	5	28	76
魚介類せり売り営業	10	0	0	0	2
魚肉ねり製品製造業	6	0	0	1	10
食品の冷凍又は冷蔵業	38	0	0	3	27
缶詰又は瓶詰食品製造業	64	0	0	12	28
喫茶店営業	79	0	0	20	17
あん類製造業	1	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	53	0	1	5	33
食肉処理業	6	0	1	1	11
食肉販売業	157	0	7	26	44
食肉製品製造業	5	0	0	0	8
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	14	0	0	7	5
醤油製造業	8	0	0	1	4
ソース類製造業	11	0	0	2	6
酒類製造業	35	0	7	1	18
豆腐製造業	9	0	2	2	8
納豆製造業	2	0	0	0	0
麺類製造業	7	0	0	0	4
そうざい製造業	139	0	32	38	98
添加物製造業	3	0	0	1	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	42	0	7	2	37
氷雪製造業	6	0	0	0	2
調理の機能を有する自動販売機	4	0	2	0	2
水産製品製造業	32	0	5	1	42
液卵製造業	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	13	0	7	0	5
複合型そうざい製造業	1	0	0	0	1
冷凍食品製造業	18	0	2	0	13
複合型冷凍食品製造業	1	0	0	0	1
漬物製造業	251	0	97	1	283
密封包装食品製造業	8	0	1	0	9

食品の小分け業	10	0	2	0	6
管内計	3,805	0	611	562	2,486

(2) 届出を要する食品営業

令和3年6月施行の改正食品衛生法により、食品営業届出制度が創設された。管内の施設数及び監視件数は表-2 のとおりである。

令和5年度 表-2

	営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
魚介類販売業(既包装品のみ)	23	9
食肉販売業(既包装品のみ)	28	11
乳類販売業	111	10
氷雪販売業	9	1
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	6	2
弁当販売業	4	8
野菜果物販売業	137	17
米穀類販売業	23	4
通信販売・訪問販売による販売業	23	1
コンビニエンスストア	33	13
百貨店、総合スーパー	58	12
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機を除く。)	77	6
その他の食料・飲料販売業	91	8
添加物製造・加工業(規格が定められた添加物の製造を除く。)	4	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	14	4
農産保存食料品製造・加工業	51	3
調味料製造・加工業	19	0
糖類製造・加工業	1	0
精穀・製粉業	3	0
製茶業	22	0
海藻製造・加工業	5	0
卵選別包装業	2	0
その他の食料品製造・加工業	207	22
行商	22	0
集団給食施設	94	163
器具、容器包装の製造・加工業	2	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0
その他	1	0
計	1,071	294

(3) 食中毒事件

令和5年度において、当所管内では食中毒事件が3件発生した。

令和5年度 表-3

	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設	摂食場所	県内発生件数
平成23年	22	12	生がき	ノロウイルス	飲食店	飲食店	9
	24	20	7/20日の夕食	不明	飲食店	飲食店	
	12	7	7/20日の夕食	不明	飲食店	飲食店	
平成24年	43	17	8/29の食事	サルモネラ属菌	飲食店	飲食店	7
平成25年	(管内発生なし)						2
平成26年	17	11	1/12及び1/14の食事	ノロウイルスGⅠ	飲食店	飲食店	8
平成27年	43	23	2/28に提供した弁当	ノロウイルス	飲食店	家庭	15
平成28年	46	27	8/17又は8/18の食事	カンピロバクター ・ジェジュニ	飲食店	飲食店	6
	11	10	唐揚げ入りおにぎり	黄色ブドウ球菌	飲食店	学校	
平成29年	143	78	7/27又は7/28の食事	サルモネラ属菌	飲食店 (集団給食)	保育所	8
平成30年	7	5	1/16の食事	カンピロバクター ・ジェジュニ	飲食店	飲食店	14
	5	3	4/21及び4/22の食事	カンピロバクター ・ジェジュニ	飲食店	飲食店	
	3	3	鹿刺し	サルコシステイス属 寄生虫(推定)	家庭	家庭	
平成31年	128	59	4/21の食事	ノロウイルスGⅡ	飲食店	家庭	7
令和2年	(管内発生なし)						4
令和3年	(管内発生なし)						3
令和4年	(管内発生なし)						5
令和5年	384	117	8/19及び8/20の食事	サルモネラ属菌	飲食店	家庭	7
	50	15	11/4の食事	ウエルシュ菌	飲食店	高齢者施設	
	22	10	2/19の弁当	黄色ブドウ球菌(推定)	飲食店	家庭	

(4) 食品衛生責任者・食品衛生管理者

許可又は届出を要する食品営業にあつては、営業者に対し食品衛生責任者(一部の業種については食品衛生管理者)の設置が義務づけられている。設置された食品衛生責任者/食品衛生管理者は施設を実地に管理し、施設・従業員の衛生の向上に努め、あわせて営業者に必要な意見をしなければならぬとされている。

調理師等の法令で定める資格を有しない者を食品衛生責任者に充てようとする場合は、その者に知事が指定する実施機関が行う養成講習会を受講させることとしている。

管内における食品衛生責任者及び食品衛生管理者の設置状況は表-4 のとおり。

令和5年度末現在 表-4

区分	食品衛生責任者						食品衛生 管理者
	調理師	養成講習会 修了者	製菓衛生師	栄養士	薬剤師	獣医師	
人数	978	2,709	62	48	0	1	7

(5) 食品衛生責任者養成講習会

知事が指定する食品衛生責任者となるための講習会が管内で3回実施され、178人が新たに食品衛生責任者となる資格を得た。受講者数は表-5 のとおり。

令和5年度 表-5

回	第1回 6/21	第2回 11/30	第3回 2/14	管内計
受講者数	53	59	66	178

(6) 食品の苦情処理

食品及び食品営業にかかる苦情の処理件数は表-6 のとおり。

令和5年度 表-6

要因	異物	カビ	異味・ 異臭	腐敗・ 変敗	表示	不衛生 な取扱	有症	その他	管内計
件数	8	0	0	0	4	9	21	3	45

(7) 食品の表示相談

食品表示に関する相談件数は表-7のとおりであり、昨年度(213件)とほぼ同数であった。

令和5年度 表-7

相談内容	食品表示法			他法令	計
	衛生事項	保健事項	品質事項		
件数	93	10	139	0	242

(8) 食品衛生講習会

令和3年6月施行の改正食品衛生法に関する内容や、食中毒予防に関する講習会を中心に実施した。

講習会の実施状況は表-8のとおり。

令和5年度 表-8

	実施月日	講習会等の名称	対象者	人数
1	5月10日	民泊時共同調理における衛生	宿泊事業者	30
2	6月6日	最新の食品衛生について	食品事業者	30
3	6月16日	新採栄養士・保健師説明会	栄養士・保健師	15
4	6月21日	食品衛生責任者養成講習会	食品事業者	53
5	6月23日	白浜町食中毒等予防対策本部会議	役場職員	40
6	6月27日	食中毒予防講習会	旅館・ホテル従業員	30
7	7月18日	食中毒予防講習会	旅館・ホテル従業員	53
8	7月20日	食中毒予防講習会	旅館・ホテル従業員	35
9	7月26日	西牟婁地方学校給食研修会	学校関係者	50
10	7月28日	食品衛生法改正	食品加工者	20
11	7月31日	食品衛生法改正	食品加工者	10
12	9月13日	食品衛生講習会	生徒、教員	252
13	9月26日	食品衛生講義	生徒	20
14	10月4日	食中毒予防講習会	学校関係者	25
15	11月9日	食品衛生講義	生徒、教員	20
16	11月30日	食品衛生責任者養成講習会	食品事業者	59
17	1月19日	食品衛生責任者実務講習会	食品衛生責任者	3
18	2月14日	食品衛生責任者養成講習会	食品事業者	66
19	2月27日	給食施設衛生管理研修会	栄養士、調理師	50
20	3月14日	食中毒予防講習会	旅館・ホテル従業員	30
21	3月15日	食中毒予防講習会	旅館・ホテル従業員	30
合計				921

2. 検査

(1) 食品の検査

和歌山県食品衛生監視指導計画に基づき、購入もしくは食品衛生法第 28 条の規定による収去により食品検体を採取して環境衛生研究センター等で検査を実施し、規格基準等の判断を行い、不良品の流通からの排除に努めるとともに、食品事業者に対する必要な衛生指導を行った。検査件数は表-9 のとおり。

令和 5 年度 表-9

		管内計	畜産物及びその加工品	水産物及びその加工品	農産物	漬物類	生めん類	アイスクリーム類	精米・玄米	その他
検体数		77	18	17	16	6	1	5	2	12
理化学検査 項目数	良	50	9	12	16	4	0	0	2	7
	不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌検査 項目数	良	24	6	5	0	2	1	5	0	5
	不良	3	3	0	0	0	0	0	0	0

(2) 食鳥肉の検査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づき許可を受けている食鳥処理場は令和5年度末現在 2 施設あるが、いずれも休止状態であり、令和5年度に食鳥処理ならびに食鳥検査は実施されなかった。

令和 5 年度 表-10

年 度	食鳥処理場(大規模)処理羽数	認定小規模食鳥処理場*処理羽数	備 考
平成 23 年度	3,173,715 羽	18,018 羽	3 施設
平成 24 年度	2,265,022 羽	14,914 羽	3 施設
平成 25 年度	259,779 羽	86,420 羽	3 施設
平成 26 年度	\	10,540 羽	3 施設
平成 27 年度		7,370 羽	2 施設
平成 28 年度		22,000 羽	2 施設
平成 29 年度		4,973 羽	2 施設
平成 30 年度		0 羽	2 施設
令和元年度		0 羽	2 施設
令和 2 年度		0 羽	2 施設
令和 3 年度		0 羽	2 施設
令和 4 年度		0 羽	2 施設
令和 5 年度		0 羽	2 施設

*認定小規模食鳥処理場 …年間処理羽数 30 万羽以下の処理場

3. 水道

水道法に基づく水道事業や水道施設の衛生管理について事業者に必要な指導を行った。また、令和元年度には「和歌山県水道ビジョン」が策定され、水道事業者における経営戦略の策定や、水道の広域連携等が推進されることとなった。

(1) 上水道・簡易水道等

富田川水系、日置川水系、南部川水系、熊野川(新宮川)水系、日高川水系の水道においては、必要水量を供給できるだけの水源が確保されている一方、左会津川水系、芳養川水系の水道においては必要水量の確保が難しいため、このエリアの水道事業を行う田辺市は、上富田町及び白浜町から水道用水の供給を受けている。

山間部における水道の低普及が課題であったが年々解消してきている。残された未普及地域の解消が急務であるが、急峻な地形等により布設が困難であり、コストを要している。

管内における上水道、簡易水道等の事業の現況は表-11 のとおり。

令和5年度末現在 表-11

事業者	区分	上水道事業			簡易水道事業			計(上水道+簡易水道)			普及率	水道用水供給事業数
	行政区内人口	施設数	計画給水人口	現在給水人口	施設数	計画給水人口	現在給水人口	施設数	計画給水人口	現在給水人口		
田辺市	67,937	1	68,150	64,851	0	0	0	1	68,150	64,851	95%	0
みなべ町	11,665	1	12,100	11,722	0	0	0	1	12,100	11,722	100%	0
白浜町	19,975	1	22,200	19,047	9	2,910	746	10	25,110	19,793	99%	1
上富田町	15,659	1	16,900	15,652	0	0	0	1	16,900	15,652	100%	1
すさみ町	3,552	1	15,000	2,286	7	2,769	1,075	8	17,769	3,361	95%	0
管内計	118,788	5	134,350	113,558	16	5,679	1,821	21	140,029	115,379	97%	2

指導状況

水道事業者*に対し年2回の立入検査を実施し、水道事業ごとに水道施設の維持管理状況を確認し必要な指導を行った。また、水質の管理についても、各水道事業者がみずから策定する水質検査計画に基づき、水質基準項目(51項目)ならびに水質管理目標設定項目に係る水質検査を実施しているか点検し、適切に実施されていることを確認した。

*田辺市除く(計画給水人口 50,001人以上の上水道事業は厚生労働省の直接指導)

(2) 簡易専用水道

浄水を貯水槽に受けてから建築物に供給する水道施設(貯水槽水道)のうち、貯水槽の有効容量が10m³を超えるものが簡易専用水道と規定され、指定検査機関もしくは行政(管内では田辺保健所及び白浜町役場)による年1回の法定検査の受検が義務づけられている。田辺保健所による検査数は表-12のとおり。

なお、簡易専用水道の設置に係る手続や指導等の権限については平成21年度から各市町に移譲されている。

令和5年度 表-12

簡易専用水道設置場所	田辺市	みなべ町	上富田町	白浜町	すさみ町	計
検査数	59	12	11	0	3	85

4. 生活衛生

県民の日常生活に関わる営業のうち、感染症予防ならびに環境衛生の保持の必要がある営業についてはいわゆる「環境衛生六法」による規制を受けている。当課では、各法令に基づく衛生措置の基準の遵守状況等について監視及び必要な指導を行った。

令和5年度末における当所管内の生活衛生関係営業施設数は表-13のとおり。

令和5年度末現在 表-13

施設種別	管内計	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町
理容所	197	132	14	23	20	8
美容所	413	280	26	54	40	13
クリーニング所	21	17	0	1	3	0
〃 (取次)	105	64	9	16	9	7
旅館	625	248	15	338	13	43
公衆浴場(一般)	5	2	0	3	0	0
〃 (その他)	97	29	4	52	2	5
興行場	7	4	0	2	1	0
住宅宿泊事業	272	8	0	260	3	1

5. 建築物衛生

建築物の衛生的環境の確保に関する法律(通称『ビル衛生管理法』)関連業務として、法に定める特定建築物における空気環境、給排水、そ属・昆虫防除、清掃等の管理状況について、立入検査の実施及び必要な指導を行った。

(1) 特定建築物

管内の特定建築物の届出件数は表-14 のとおり。

令和5年度末現在 表-14

	管内計	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町
興行場	1	1	0	0	0	0
店舗	10	9	0	0	1	0
事務所	9	6	1	2	0	0
学校	1	1	0	0	0	0
旅館	34	6	2	23	2	1
その他	1	1	0	0	0	0
計	56	24	3	25	3	1

特定建築物に対する立入調査を年1回実施しており、その実施状況は表-15 のとおり。

年度別立入施設数 表-15

平成30年度	平成31年度・ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
53	53	52	50	52	54

(2) 建築物衛生事業登録

建築物衛生の維持管理を行う事業者のうち、一定水準以上の技能等を有する事業者は法に基づく登録を受けることができる。管内の登録事業者数は表-16 のとおり。

令和5年度末現在 表-16

登録区分	登録事業者数
建築物清掃業	5
建築物空気環境測定業	3
建築物空気調和用ダクト清掃業	0
建築物飲料水水質検査業	1
建築物飲料水貯水槽清掃業	5
建築物排水管清掃業	1
建築物ねずみ昆虫等防除業	5
建築物環境衛生総合管理業	1
管内計	22

6. 狂犬病予防及び動物の愛護・管理

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射、ペット動物の適正飼養等にかかる指導を行った。

また、平成 29 年 4 月 1 日に改正施行された県条例に基づく地域猫対策を推進し、飼い主のいない猫に起因する周辺環境問題の軽減及び動物殺処分数ゼロ目標達成のため、不妊手術の推進及び支援事業を実施した。

(1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び今年度の狂犬病予防注射済票の交付状況は表-17 のとおり。なお、飼い犬の登録は平成 7 年度から犬 1 頭につき「生涯一度登録」となり、平成 12 年度から飼い犬の登録・注射済票交付に係る事務が各市町に権限移譲された。

令和 5 年度における飼い犬の登録及び注射済票の交付状況は表-17 のとおり。

令和 5 年度 表-17

	飼い犬の登録					狂犬病予防注射		
	前年度末登録数	新規登録数	死亡等の数*	転出数	転入数	今年度末登録数	注射済票交付数	今年度末注射率*
田辺市	2529	256	195	84	11	2,517	1,834	72.9%
みなべ町	552	32	58	4	7	529	387	73.2%
白浜町	788	68	85	7	16	780	572	73.3%
上富田町	700	83	76	7	16	716	551	77.0%
すさみ町	152	34	29	1	1	157	121	77.1%
管内計	4,721	473	443	103	51	4,699	3,465	73.7%

*死亡、所有権放棄等により登録台帳から削除された数 *(注射済票交付数/今年度末登録数)×100

(2) 動物の保護・管理及び適正飼養の指導状況

各法令に基づく各種苦情の対応を行った。令和 5 年度における苦情対応の実施状況は表-18 及び表-19、動物の保護等については表-20 のとおり。

苦情処理実績

令和 5 年度 表-18

苦情受理件数			苦情処理等件数			指導実績			動物事故届			
住民等	県の機関	他の機関	所内処理	現地処理	他の機関回付	登録注射	適正管理	その他		事件数	事故頭数	被害者数
										犬	猫	その他
157	2	72	44	39	9	0	0	0	0	3	3	5
										0	0	0

苦情・相談の内容別件数

令和5年度 表-19

動物種	犬の抑留、地域猫推進	犬放し飼い	鳴き声	田畑荒し	糞尿	恐怖	所有者引取	拾得者引取	負傷動物	迷い犬・猫等	失踪問合せ	飼育指導	咬傷事故	遺棄	虐待	餌やり行為	その他	合計
犬	24	10	5	0	2	0	4	9	2	14	27	4	3	1	0	0	0	105
猫	2	0	1	6	23	0	3	8	29	5	40	5	0	1	1	15	10	149
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	4
計	26	10	6	6	25	0	7	17	31	19	68	9	3	2	1	15	13	258

抑留・収容後の動物の措置状況

令和5年度 表-20

動物種	抑留頭数	引取頭数		収容頭数 負傷動物等	合計	返還頭数		引取取下	自然死数	搬送頭数	収容数 前年度末	収容数 今年度末	
		所有者	拾得者			予防法	動愛法						
犬	成獣	16	6	7	1	30	4	4	0	0	23	1	0
	幼獣		0	0	9	9		0	0	0	9	0	0
	合計	16	6	7	9	39	4	4	0	0	32	1	0
猫	成獣		0	1	9	10		0	0	7	3	0	0
	幼獣		0	7	35	42		0	0	8	34	0	0
	合計		0	8	44	52		0	0	15	37	0	0
その他	成獣				0	0		0		0	0	0	0
	幼獣				0	0		0		0	0	0	0
	合計				0	0		0		0	0	0	0

(3) 地域猫対策

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例が平成29年4月1日に改正施行され、飼い主のいない猫に対する不妊手術・保護等の活動(いわゆる『地域猫対策活動』)のルールが条例に盛り込まれた。条例のルールに基づいた活動については県の認定を受けることができる。

令和5年度末における管内の地域猫対策活動の認定状況は表-21のとおり。

令和5年度末 表-21

	田辺市	みなべ町	上富田町	白浜町	すさみ町	管内計
認定地域数	44	5	7	35	16	107

7. 薬事

(1) 薬事関係営業

医薬品、医療機器等が安全かつ適切に販売等なされるよう、必要な指導を行った。
令和5年度末における管内の薬事関係営業施設数は表-22のとおり。

令和5年度末 表-22

	薬局	薬局 製剤 製造業	店舗 販売業	卸売 販売業	特例 販売業	配置 販売業	高度管理 医療機器販売 (貸与)業	計
田辺市	42	1	19	10	0	7	50	129
みなべ町	8	0	1	0	0	1	2	12
上富田町	10	1	3	2	0	1	12	29
白浜町	8	0	9	0	0	0	6	23
すさみ町	0	0	1	0	0	0	0	1
管内計	68	2	33	12	0	9	70	194

(2) 毒物・劇物関係営業

科学技術の進展にともない、毒物・劇物の種類及び取扱量は年々変遷しており、その保管管理及び取扱いがいつそう重要なものとなっている。毒物・劇物による保健衛生上の危害を防止するため、各営業所に対する監視指導を実施した。

令和5年度末における管内の毒物・劇物関係営業施設数は表-23のとおり。

令和5年度末 表-23

	毒物劇物 製造業	毒物劇物販売業			法第22条第1 項の届出業	計
		一般	農業用品目	特定品目		
田辺市	0	41	23	1	1	66
みなべ町	0	7	8	0	0	15
上富田町	1	8	2	0	2	13
白浜町	0	6	2	0	0	8
すさみ町	0	0	2	0	0	2
管内計	1	62	37	1	3	104

(3) 麻薬・覚醒剤関係

麻薬、向精神薬及び覚醒剤の乱用防止をはかるとともに、麻薬・覚醒剤の取扱施設に対し立入検査を行い、適切な保管・管理について指導を行った。

令和5年度末における管内の麻薬・覚醒剤関係取扱者数及び施設数は表-24のとおり。

令和5年度末 表-24

種別	対象者数・施設数
麻薬卸売業者	4
麻薬小売業者	61
麻薬研究者	1
麻薬管理者	20
麻薬施用者	219
覚醒剤原料取扱者	4
向精神薬試験研究施設	0

(4) 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止指導員田辺地区協議会を中心に啓発活動を実施した。また、学校における啓発としては、生徒参加型啓発事業である「わかやま NO! DRUG! フェスティバル」をみなべ町立南部中学校で開催し、薬物に関する正しい知識の普及を図った。

管内における令和5年度の活動実績は表-25のとおり。

令和5年度 表-25

区分	実施内容	開催場所	対象者数
街頭啓発	「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動6・26ヤング 街頭キャンペーン	オークワパビリオンシティ田辺店 Aコープ紀南DELISIS INARI WAY書店パビリオンシティ田辺店	1300名
	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	オークワパビリオンシティ田辺店 Aコープ紀南DELISIS INARI よってっていなり本館	1300名
その他の啓発	わかやまNO! DRUG! フェスティバル	田辺市立上芳養中学校	45名
薬物乱用防止教室	学校において薬物に関する正しい知識を講演	管内高等学校、中学校、小学校等	151名
会議	薬物乱用防止指導員 田辺地区協議会役員会	西牟婁総合庁舎	5名
	薬物乱用防止指導員 田辺地区協議会総会	西牟婁総合庁舎	30名
	和歌山県薬物乱用防止 指導員協議会総会	書面開催	

8. 献血・骨髄バンク

(1) 献血状況

すべての血液製剤を献血によって安定的に確保する体制を確立するため、住民に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に継続的な推進が必要な 400mL 献血への協力を求めている。また、将来にわたり献血を定着させるため、若年層に対し積極的な働きかけが必要なことから、「高校生献血学習」の開催や、「はたちの献血キャンペーン」により、献血思想の普及啓発を行った。

なお、移動採血車による成分献血は平成 22 年 1 月に廃止され、現在は JR 和歌山駅前の献血ルームのみで実施されている。

管内における献血の実績は表-27 及び表-28 のとおり。なお、日本赤十字社の統計の慣例に従い、年度ではなく年で集計する。

管内献血実績の推移 表-27

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
献血人数	4,305	4,268	4,311	4,172	4,004
200mL 献血	268	201	162	148	100
400mL 献血	4,037	4,067	4,149	4,024	4,104

令和 5 年の市町別実績 表-28

	献血人数	200ml 献血	400ml 献血	人口 令和 5 年 1 月	献血人数の 対人口比
田辺市	2,897	72	2,825	70,880	4.1%
みなべ町	265	3	262	12,116	2.2%
白浜町	290	4	286	20,675	1.4%
上富田町	580	19	561	15,685	3.7%
すさみ町	72	2	70	3,713	1.9%
管内計	4,104	100	4,004	123,069	3.3%

(2) 高校生献血学習の実施状況

令和 5 年度における実施状況は次のとおり。

実施日	対象校	人数等
令和 5 年 11 月 17 日	和歌山県立熊野高等学校	570 名(全学年)
令和 6 年 2 月 2 日	紀南看護専門学校	65 名(第 1, 2 学年)

(3) 骨髄バンクドナー登録の状況

白血病や重症再生不良性貧血等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である骨髄移植の推進を図るため、住民に骨髄移植に対する理解を求めるとともに、善意の骨髄提供希望者の登録を推進している。特に効果的に登録者を確保できる献血併行型ドナー登録会を積極的に実施している。管内の登録実績は表-29のとおり。

なお、平成23年1月から骨髄に加えて末梢血幹細胞の提供希望登録者の募集及び受付が新たに開始された。

管内における登録者数の推移 表-29

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	79	6	22	13	23

9. 生活環境保全

管内の産業は、農林水産業及び商業観光が中心の構造となっており、発生する公害は、中小企業の工場や商店による生活密着型のものが大半を占めている。

中でも、河川の水質汚濁は大きな問題のひとつであり、みなべ町内を流れる古川や田辺市内を流れる左会津川にて、BOD（生物化学的酸素要求量）が環境基準を超過しやすい傾向にある。特に古川は、河川の自流入が少ないこと、また、下流付近の周辺市街地から生活排水や事業場排水が流入することなどの要因により、平成28年度と令和3年度に全国河川水質ワースト1（環境省発表）となった過去がある。そのため、みなべ町と連携して、事業所指導などの対策を継続しており、近年の水質は改善傾向を示しているが、予断を許さない状況にある。

なお、生活排水に関しては、汚水処理人口普及率が指標として重視されており、全国平均は92.9%（令和4年度末）であるが、当県は全国ワースト2の69.4%で、管内にも普及率の低い市町があることから、何らかの対策が望まれる。

（1）公害

①公害関係施設届出状況

令和5年度に大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく施設について、設置届を提出した事業者数は、表-30のとおりである。水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出が最も多く、その大半が旅館業に伴う届出である。

また、管内には排水基準に生活環境項目が適用される日平均排水量が50m³以上の事業者も多く、計画的に立入検査及び排水検査を実施している。令和5年度は23の事業場について監視・指導を行った。

届出事業者数

令和5年度 表-30

市町名	水質汚濁防止法	大気汚染防止法・県条例			ダイオキシン類対策特別措置法	計
		ばい煙	粉じん	VOC等		
田辺市	33	5				38
みなべ町	5		1			6
白浜町	27	4				31
上富田町	3	1	1			5
すさみ町	6		1			7
管内計	74	10	3	0	0	87

②公害苦情の内訳

都市部における住居地域では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁（着色）、大気汚染（野焼き）など近隣から寄せられる苦情が多い。

公害苦情の内訳

令和5年度 表-31

市町名	水質	大気	土壌汚染	悪臭	騒音/振動	地盤沈下	廃棄物	計
田辺市	4	1		1			14	20
みなべ町	1	1						2
白浜町	3						1	4
上富田町	2						2	4
すさみ町								0
管内計	10	2	0	1	0	0	17	30

(2) 廃棄物処理

①一般廃棄物関係

一般廃棄物に関しては市町が処理の主体となるため、県では市町村に対する技術的な助言や調整事務を主に行っている。

焼却施設設置状況

令和6年3月31日現在 表-32

自治体等	所在地	施設名	処理能力 (t/日) ※	形式及び処理方式	稼働開始
田 辺 市	田辺市元町 2291-6	田辺市ごみ処理場	150	準連続燃焼式ストーカ炉	平成8.4
白 浜 町	白浜町保呂 749	白浜町清掃センター	55	準連続燃焼式流動床炉	平成7.4
す さ み 町	すさみ町周参見 4810	すさみ町ゴミ焼却場	15	機械化バッチ式ストーカ炉	昭和62.4

(注) みなべ町は平成25年度、上富田町は令和3年度にそれぞれ焼却施設を廃止し、現在処理を田辺市に事務委託している。 ※ 各施設保有2炉の合計値

最終処分場

令和6年3月31日現在 表-33

自治体	所在地	名 称	埋立開始年	全体容量 [m ³]
田 辺 市	田辺市元町 2291-6	田辺市ごみ処理場	平成8年	215,864
紀南環境広域 施設組合	田辺市稲成町 2670	紀南広域廃棄物最 終処分場	令和3年	198,000
み な べ 町	みなべ町山内 1570-113	みなべ町ごみ焼却 場埋立地	平成24年	10,000
白 浜 町	白浜町椿 1081-1	白浜町最終処分場	平成10年	46,000
大辺路衛生 施設組合	白浜町日置 2092-1 (注)	家の谷最終処分場	昭和57年	69,030

(注) すさみ町は、旧日置川町と共同設置した家の谷最終処分場を継続して使用中。上富田町は、令和3年度に埋立てを終了し、紀南地域の自治体と共同設置した紀南広域廃棄物処分場を使用中。

し尿処理施設設置状況

令和6年3月31日現在 表-34

自治体	所在地	名 称	能力 [kl/日]	処理方式	稼働開始
田辺市周辺 衛生施設組合	田辺市新庄町 1177-3	清 浄 館	170	高負荷脱窒素処理 +高度処理	平成7.4
富田川衛生 施設組合	白浜町十九淵 1182-1	白 鳥 苑	75	標準脱窒素処理方式 +高度処理	平成18.6
大辺路衛生 施設事務組合	すさみ町周参見 4810	大辺路衛生 センター	30	標準脱窒素処理方式 +高度処理	昭和57.4

廃棄物再生利用施設

令和6年3月31日現在 表-35

自治体	所在地	名 称	能力 [t/5h]	処理方法	稼働開始
田辺市	田辺市元町 2291-6	容器包装プラスチック リサイクル施設	4.9	油圧駆動2軸 剪断破砕方式	平成19.8
白浜町	白浜町保呂749	白浜町リサイクルプラザ	6.6	油圧駆動2軸 剪断破砕方式	平成8.3

②産業廃棄物関係

産業廃棄物については、排出事業者、処理業者に対し適正処理を監視・指導するとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクルを推進している。

産業廃棄物処理業者数及び施設設置許可件数 令和6年3月31日現在 表-36

処理 業者	許 可 区 分		件数
	収集運搬業(積替え・保管を含まない)		255
	収集運搬業(積替え・保管を含む)		22
	中間処理業		26
	最終処分業		0
	計		303

施設設 置許可	施設の種類	事業者	処理業者	計
	汚泥の脱水施設	1	1	2
	焼却施設	0	0	0
	廃プラ・木くず・がれきの破砕施設	1	34	35
	廃酸の中和施設	0	1	1
	最終処分場	0	0	0
	計	2	36	38

③不法投棄関係

1) 不法投棄監視パトロール

廃棄物の不法投棄等の早期発見や未然防止を図るため、平成17年度から委託警備業者による廃棄物不法投棄監視パトロールを実施している。

発見された不法投棄物については、現地確認や市町への通報を行い、撤去等の対応をしている。

不法投棄監視パトロール実績

令和5年度 表-37

場所	監視・発見箇所数		撤去件数		主な廃棄物
	一廃	産廃	一廃	産廃	
道路沿い	7		1		タイヤ、テレビ、その他
河川敷	3	3	1	1	原付車、金属くず、その他
海岸	1				洗濯機、テレビ
山林	1	3			自転車、その他
農地		2			その他
空閑地	2	3	3	2	コンクリート殻、アスファルト殻
公園	1		1		その他
その他	1	5			その他
計	16	16	6	3	

2) 環境監視員の活動

令和2年10月1日より全面施行された「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に基づき、管内を環境監視員がパトロールし、口頭指導や回収命令を行っており、表-38に令和4年度の実績を示す。

環境監視員より回収命令を発せられた違反者がこれに従わなかった場合、過料の徴収が実施されるが、現在のところ、そのような事例は発生していない。

環境監視員業務実績

令和5年度 表-38

年月日	場所	口頭指導／回収命令	件数	ポイ捨てごみの内容
R5. 4. 17	白浜町白浜	口頭指導	1	その他
R5. 11. 13	田辺市新庄町	口頭指導	1	その他
計			2	

(3) 浄化槽関係

浄化槽は、し尿や台所、風呂、洗濯機などから排出される生活排水をきれいに処理し、放流するいわば「家庭の污水处理施設」である。全国に比べて低い污水处理人口普及率を高めるため、公共下水道の整備・普及や合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換等を促進する必要がある。

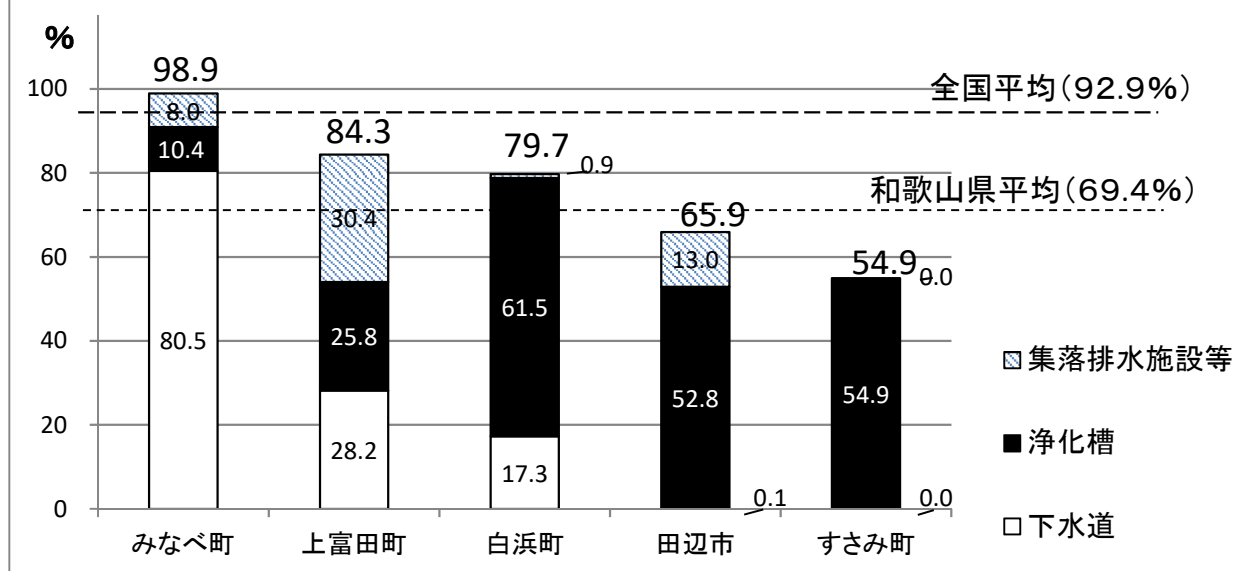
保健所では、浄化槽保守点検業を行う者の登録に関する業務を行っている。また、浄化槽設置の届出や保守点検、清掃、水質検査等の適正な維持管理に関する指導等は、市町村が行っている。

浄化槽保守点検業者の登録状況

令和6年3月31日現在 表-39

年 度	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
令和元年度	44	3	9	11	2	69
令和2年度	44	6	10	11	2	73
令和3年度	46	6	10	11	2	75
令和4年度	49	6	10	11	2	78
令和5年度	52	6	9	12	2	81

参考図 管内市町の污水处理人口普及率とその内訳（令和4年度末）



(4) 土砂等の埋立等に対する規制関係

県民の生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止及び県民の生活の安全を確保することを目的に、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例が、平成21年4月1日に施行された。

特定事業(埋め立て等を行う区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う事業で、その区域の面積が3,000㎡以上であるもの)を行う者は、あらかじめ県知事の許可を受ける必要がある。また、100㎡以上の土地に自ら排出する産業廃棄物を保管しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。

特定事業の許可事業場数

令和6年3月31日現在 表-40

年 度	田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	管内計
令和元年度	3	0	0	1	1	5
令和2年度	4	0	0	1	0	5
令和3年度	5	1	0	4	0	10
令和4年度	4	1	0	3	0	8
令和5年度	4	1	1	3	0	9

10. 自然環境保全

(1) 自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、管内では下記のとおり7箇所の自然公園を指定している。

また、自然公園法及び和歌山県立自然公園条例に基づき、自然公園の風致又は景観の保護のため、特別地域等を指定して許可等の行為規制を行っている。

管内の自然公園一覧

令和6年3月31日現在 表-41

	公園名・面積	管内関係市町
1	吉野熊野国立公園 陸域 約 1,800 ha 海域 約 11,000 ha	田辺市、みなべ町、白浜町 すさみ町
2	高野龍神国定公園 5,477 ha	田辺市（旧龍神村）
3	城ヶ森鉾尖県立自然公園 1,207 ha	田辺市（旧龍神村）
4	果無山脈県立自然公園 604 ha	田辺市（旧中辺路町）
5	日置川県立自然公園 3,379 ha	田辺市（旧大塔村） 白浜町（旧日置川町）
6	大塔山県立自然公園 8,560 ha	田辺市（旧大塔村・旧本宮町）
7	古座川県立自然公園 368 ha	白浜町（旧日置川町） すさみ町

注) 表の面積については、公園全体面積のうち、当部管内の面積

許可等の状況

表-42

年 度	許可・届出件数	違反行為
令和元年度	16件	0件
令和2年度	26件	2件
令和3年度	16件	1件
令和4年度	10件	0件
令和5年度	21件	1件

(2) 自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に和歌山県自然環境保全条例が制定され、県内に7箇所の自然環境保全地域を指定している。

管内には、田辺市龍神村龍神の「亀谷原生林」とすさみ町周参見の「琴の滝」の2箇所があり、和歌山県自然環境保全条例に基づき特別地区を指定し、許可等の行為規制を行っている。

(3) 自然環境の保護

環境省委嘱の自然公園指導員7名及び和歌山県自然公園指導員20名が、管内の自然公園の保護とその適正な利用の推進のための活動をしている。

また、県及び市町の自然保護を担当する職員が第1種自然保護監視員として、自然環境の保護とその適正な利用の推進のための業務を行っている。

(4) 温泉

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、温泉の利用の適性を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定されている。温泉をゆう出させる目的での土地の掘削・増掘、動力装置の設置や温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、温泉法に基づく許可を受ける必要がある。

また、本県は全国でも有数の温泉県であり、その歴史は古く、管内には白浜温泉、龍神温泉、本宮温泉（川湯・渡瀬・湯峯）など全国的に知られる温泉地がある。しかし、温泉開発に伴い湯量の減少・泉質の変化が危惧されたため、和歌山県では昭和48年度から学術調査を実施し、昭和51年10月以降保護地域ごとに「温泉保護対策実施要綱」を制定し、保護施策を実施している。

管内の温泉の利用状況

令和6年3月31日現在 表-43

市町村名	地域名	源泉 総数	利用 源泉	未利用 源泉	利用許可件数	
					浴用	飲用
田辺市	旧市内	12	5	7	9	0
	大塔地域	3	1	2	2	0
	中辺路地域	2	2	0	5	0
	龍神地域	8	8	0	25	4
	本宮地域	44	29	15	42	6
	計	69	45	24	83	10
みなべ町	南部川地域	1	1	0	1	0
	南部地域	2	2	0	12	0
	計	3	3	0	13	0
白浜町	白浜地域	81	47	34	324	1
	椿地域	12	4	8	10	1
	日置川地域	4	3	1	8	2
	計	97	54	43	342	4
上富田町		6	4	2	3	0
すさみ町		20	9	11	13	2
合計		195	115	80	454	16

(5) 鳥獣保護

①鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、原則鳥獣の捕獲が禁止されている。鳥獣の種類その他鳥獣の生息状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区を指定している。また、保護区内に特別保護地区を指定しており、地区内で工作物の新築、木竹の伐採等を行うには、県知事の許可を受ける必要がある。管内においては、下記のとおり鳥獣保護区15箇所、特別保護地区2箇所を指定している。

鳥獣保護区の状況

令和6年3月31日現在 表-44

番号	名称	主な位置	指定期間	面積(ha)
10	白浜	白浜町	令和6年10月31日まで	2,156
11	椿	白浜町	令和7年10月31日まで	162
25	五百原	田辺市龍神村	令和9年10月31日まで	490
特	五百原特別			(203)
26	水上	田辺市中辺路町	令和9年10月31日まで	100
30	田辺	田辺市	令和6年10月31日まで	1,446
39	岩田	上富田町	令和14年10月31日まで	102
40	江須崎	すさみ町	令和14年10月31日まで	7
41	稲積	すさみ町	令和14年10月31日まで	2
74	上ミ山	すさみ町	令和8年10月31日まで	32
77	大池	白浜町	令和9年10月31日まで	57
79	周参見湾	すさみ町	令和10年10月31日まで	121
81	権現平	白浜町	令和10年10月31日まで	156
82	大塔山系	田辺市本宮町	令和11年10月31日まで	2,689
特	大塔山系特別			(516)
87	本宮	田辺市本宮町	令和13年10月31日まで	70
88	南部川	みなべ町	令和6年10月31日まで	110
鳥獣保護区 (うち特別保護区)				7,700 (719)
計15箇所				7,700
計2箇所				(719)

②特定猟具(銃)使用禁止区域

銃器を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため住宅地や公園施設などの人と接する機会の多い地域を指定している。管内においては、下記のとおり15箇所を指定している。

特定猟具(銃)使用禁止区域の状況

令和6年3月31日現在 表-45

番号	名称	主な位置	指定期間	面積(ha)
3	富田川	白浜町・上富田町・田辺市	令和9年10月31日まで	474
5	百間山溪谷公園	田辺市	令和11年10月31日まで	51
12	芳養川	田辺市	令和13年10月31日まで	32
13	会津川	田辺市	令和13年10月31日まで	63
16	南部川	みなべ町	令和13年10月31日まで	89
17	古道ヶ丘	田辺市中辺路町	令和13年10月31日まで	155
18	堅田	白浜町	令和13年10月31日まで	129
23	日置川	白浜町	令和14年10月31日まで	248
24	周参見川	すさみ町	令和14年10月31日まで	5
26	枯木灘	すさみ町	令和15年10月31日まで	80
39	高浜	すさみ町	令和7年10月31日まで	38
40	下地	すさみ町	令和8年10月31日まで	35
42	千里	みなべ町	令和10年10月31日まで	290
47	東	田辺市龍神村	令和15年10月31日まで	27
51	朝来	上富田町	令和6年10月31日まで	820
特定猟具(銃)使用禁止区域				2,536
計15箇所				2,536